

全国厚生労働関係部局長会議（厚生分科会）資料

平成25年2月19日（火）

社会・援護局

I 社会関係

(重点事項)	頁
第1 生活保護制度等について（保護課、自立推進・指導監査室）	
1 生活保護制度を取り巻く状況等について -----	3
2 切れ目のない就労・自立支援策とインセンティブ強化について ---	4
3 健康・生活面に着目した支援について -----	8
4 不正・不適正受給対策の強化について -----	9
5 医療扶助の適正化について -----	14
6 地方自治体の体制整備について -----	17
7 平成25年度生活保護基準について -----	18
8 生活保護法施行事務監査等について -----	20
第2 新たな生活困窮者支援体系の構築について（生活困窮者自立支援室） -	24
第3 地域福祉の推進等について（地域福祉課、生活困窮者自立支援室、総務課）	
1 地域福祉の推進について -----	36
2 生活福祉資金貸付制度について -----	47
3 ホームレス等への支援について -----	48
4 矯正施設退所者の地域生活定着支援について -----	51
5 ひきこもり対策について -----	53
第4 福祉・介護人材について（福祉基盤課）	
1 福祉・介護人材確保対策について -----	68
2 経済連携協定に係る外国人介護福祉士候補者の受入れについて ----	74
第5 社会福祉の基盤整備について（福祉基盤課）	
1 社会福祉法人を取り巻く状況について -----	78
2 社会福祉施設の防災対策等について -----	81
第6 災害対策等について（災害救助・救援対策室）	
1 災害発生時の実施体制の強化について -----	87
2 災害救助法の運用について -----	91
3 災害弔慰金等について -----	95
4 災害救助法等の所管業務にかかる内閣府への移管について -----	95

第7	地方改善事業等について（地域福祉課）	-----	96
第8	消費生活協同組合の指導・監督について（消費生活協同組合業務室）	-	99
第9	独立行政法人福祉医療機構について（福祉基盤課）		
1	福祉貸付事業について	-----	104
2	社会福祉施設職員等退職手当共済事業について	-----	105

(予算概要) 頁

	平成25年度予算（案）の概要	-----	110
--	----------------	-------	-----

(参考資料) 頁

1	社会保障審議会生活保護基準部会報告書の概要	-----	118
2	福祉・人材確保緊急支援事業	-----	121
3	介護福祉士等修学資金貸付事業の拡充	-----	122
4	被災3県の求人・求職動向	-----	123
5	福祉避難所の指定状況について	-----	124
6	民間金融機関との協調融資（併せ貸し）制度の概要	-----	126

II 援護関係

(重点事項)	頁
第1 戦没者等の妻及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の 改正法案について -----	129
第2 戦没者等の妻に対する特別給付金の個別案内等について -----	131
第3 遺骨帰還等慰霊事業について	
1 遺骨帰還事業について -----	133
2 慰霊巡拝事業について -----	134
3 慰霊碑に関する事業について -----	135
第4 戦没者遺骨のDNA鑑定及び遺骨等の伝達について -----	138
第5 中国残留邦人等に対する支援策の実施について	
1 中国残留邦人等に対する支援策の実施について -----	141
2 支援給付事務の監査について -----	142
第6 旧ソ連抑留中死亡者の資料調査等について -----	143
第7 昭和館・しょうけい館の入館促進について -----	144
(予算概要)	頁
平成25年度援護関係予算(案)の概要 -----	146
(参考資料)	頁
1 平成25年度予算(案)事項別内訳 -----	148
2 援護年金について -----	151
3 援護年金等受給者数について -----	152
4 戦後強制抑留者特別措置法の基本方針について -----	153
5 昭和館について -----	161
6 しょうけい館について -----	162
7 援護関係資料の国立公文書館への移管について -----	163

I 社会関係

重 点 事 项

第1 生活保護制度について

1 生活保護制度を取り巻く状況等について

(1) 生活保護の動向（平成24年11月時点）

平成24年11月時点の生活保護受給者数は約215万人（生活保護受給世帯数：約157万世帯、保護率：1.68%）となっており、平成23年7月に現行制度下での過去最高を更新して以降増加傾向が続いている。

ただし、対前年同月伸び率は3.2%となっており、平成22年1月の12.9%をピークに減少傾向にある。（世界金融危機直前（平成20年10月）の伸び率は3.0%）

年代別にみると60歳以上の受給者数の伸びが大きく、生活保護受給者の過半数（約51%）は60歳以上の者となっている。一方で、厳しい経済情勢の影響を受け、失業等により生活保護に至る世帯を含む「その他の世帯」の伸びは10年前の7.2万世帯から28.8万世帯と10年間で約4倍となっている。

(2) 生活保護制度の見直しについて

ア 生活保護制度の見直しの基本的考え方について

生活保護制度には、「最後のセーフティネット」としての役割を引き続き十分に果たしていくことが求められており、支援が必要な人に確実に保護を実施するという基本的な考え方は変わるものではない。

その上で、近年の生活保護受給者が急増する等の状況を踏まえ、就労・自立支援対策、不正・不適正受給対策、医療扶助の適正化などを中心に見直しを図ることとしている。

イ 生活保護制度の見直しについて

生活保護制度については、社会保障制度改革推進法（平成24年法律第64号）においても、同法附則第2条において、生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しに総合的に取り組むこと等が規定されている。

そのような状況下の中、社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会において、生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しに関する具体的な制度設計について審議が重ねられ、平成25年1月に報告書が取りまとめられたとこ

ろである。

生活保護制度の見直しについては、今後、当部会の報告書を基に、運用上で実施可能な事項については、地方自治体の意見も踏まえつつ、できる限り速やかな実施を図る（予算措置を伴う事項については、予算成立後に順次実施）とともに、法律上の措置が必要な事項については、生活困窮者対策の実施に併せ、生活保護法を改正することとしている。

2 切れ目のない就労・自立支援策とインセンティブ強化について

(1) 就労・自立支援の取組強化

各自治体には就労支援をはじめとして積極的に自立支援に取り組んで頂いているところであるが、今般、就労支援の一層の強化等を行うこととしているので、各自治体においてはこれらの取組を推進できるよう体制整備をお願いする。

ア 就労支援員の増配置等について

ハローワークへの同行や面接支援等特別なサポートを必要とする生活保護受給者の就労支援を行う就労支援員（平成25年1月現在、1,980名（就労意欲喚起を行う者等を含む。）による、就労自立のためのきめ細かな支援は、必要不可欠な存在となっている。

このため、平成24年の経済対策で各都道府県の基金（緊急雇用創出事業臨時特例基金・補助率10/10）の事業実施期間を平成25年度末まで延長し、生活保護受給者の就労支援に必要な経費を確保し、必要な数の就労支援員が確保できるよう基金の配分を行ったところであるので、各自治体におかれては、生活保護受給者の就労支援について一層の強化に取り組まれるようお願いする。

イ 生活保護受給者等就労自立促進事業（仮称）の創設

都道府県労働局・公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）と地方自治体との協定等に基づく連携を基盤として、生活保護受給者等の就労促進を図る「福祉から就労」支援事業を平成23年度から実施し、実績をあげているところである。

平成25年度からは、ハローワークと地方自治体が一体となった就労支援を抜本強化するため、本事業を発展的に解消し、さらに、国が行う業務と地方が行う業務

を一体的に実施する「一体的実施」の成果を最大限活用しながら、新たに生活保護受給者等就労自立促進事業（仮称）を創設する予定である。

具体的には、地方自治体へのハローワーク常設窓口の設置や巡回相談等の実施によるワンストップ型の支援体制を全国的に整備の上、生活保護の相談・申請段階の者等ボーダー層を含めた支援対象者の大幅な拡大、早期支援の徹底及び求職活動状況の自治体との共有化など、就労支援を抜本的に強化し、生活困窮者の就労による自立を促進することとしている。各自治体におかれては、生活保護の相談・申請段階の者を含め支援対象者の送り出しなど、都道府県労働局・ハローワークとの連携を一層強化していただくようお願いする。

ウ 子どもの貧困連鎖の防止に向けた取組について

貧困連鎖の防止については、従前より「社会的な居場所づくり支援事業」として、中学 3 年生を中心に高等学校進学率の向上を目指す学習支援の場の提供、家庭訪問・養育相談等の積極的なアウトリーチ支援、高校生の中退防止のための支援等に取り組んでいただいているところである。

平成 25 年度予算（案）においては、従前の取り組みに加えて、学習支援の対象学年を中 1、中 2 にまで拡大、高校中退防止のための夜間、休日の個別相談や職場体験の取組の強化、新たに、子どもが規則正しく学校に登校し、社会性をつけるための全般的な日常生活支援を行う居場所の提供、「働く大人」像の実体験のための合宿や就労体験の場の提供等支援を行うこととしている。

各自治体におかれては関係機関と調整の上、これまで以上に積極的に取り組まれるようお願いする。なお、参加対象者の範囲については特段の事情がある場合を除き、原則として生活保護受給世帯の子どもとすることとしているのでご了知いただきたい。

エ 自立支援プログラムの策定について

自立支援プログラムは、①管内の被保護世帯全体の状況を把握し、②被保護者の状況や自立阻害要因を類型化し、それぞれの類型ごとに取り組むべき自立支援の具体的内容や実施手順等を定め、③これに基づき個々の被保護者に必要な支援を組織的に実施することによって、被保護世帯が抱える様々な問題に対処し、これを解決

するための、「多様な対応」、保護の長期化を防ぐ「早期の対応」、効率的で一貫した組織的取り組みを推進する「システムの対応」を可能とするものである。

各自治体におかれては、これまで以上に就労支援に取り組んでいただくとともに、子どもの健全育成に関する支援や、就労が困難な生活保護受給者に対する社会的自立の支援についてもより一層強化するようお願いする。

(2) 早期の集中的な就労・自立支援

保護開始直後から脱却後まで、稼働可能な者については、切れ目なく、また、どの段階でも、就労等を通じて積極的に社会に参加し、自立することができるよう支援を行う必要がある。

① 保護開始段階での取組

生活保護の受給に至った者が、就職できないという状況が長く続くと、自立が困難になってくる傾向があるため、早期に対策を講じることが必要である。

このため、就労可能な者については、就労による保護からの早期脱却を図るため、保護開始時点で例えば6月間を目途に、生活保護受給者主体の自立に向けた計画的な取組についての確認を行い、そのことについて本人の納得を得て集中的な就労支援を行うこととしている。

その際、一般就労が可能と判断される者について、自らの希望を尊重した就労活動を行ったにもかかわらず、一定期間経過後も就職の目途が立たない場合等には、それまでの取組に加えて、本人の意思を尊重しつつ、職種・就労場所を広げて就職活動を行うことを基本的考え方とすることを明確にすることとしている。

② 保護開始後3～6月段階での取組

それまでの求職活動を通じて直ちに保護脱却が可能となる程度の就労が困難と見込まれる稼働可能な者については、生活のリズムの安定や就労実績を積み重ねることで、その後の就労に繋がりやすくする観点から、低額であっても一旦就労することを基本的考え方とすることを明確にする。

(3) 就労活動促進費の創設について（平成25年8月から）

受給者の自発的な能力活用等の取組を促す観点から、就労支援プログラム等へ

の参加など、活動内容や頻度等を踏まえて自ら積極的に就労活動に取り組んでいると認められる者に対して、その活動に要する経費等も踏まえた定額の手当を支給する就労活動促進費を創設する予定である。

(4) 勤労控除の見直しについて

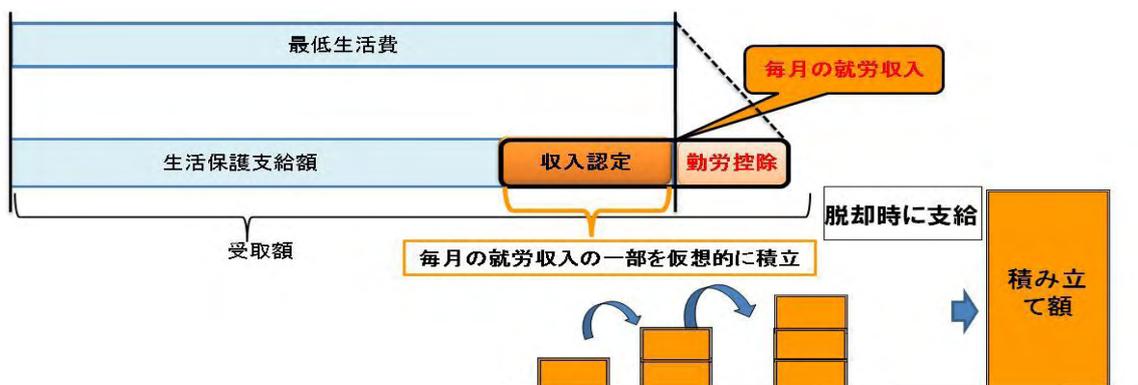
生活保護受給中の就労インセンティブ施策として勤労控除制度があるが、現在の勤労控除は一定の効果はあるものの、一層の就労を促すためには現在の金額では不十分との指摘もあり、増収するほどに控除率が低下する仕組みを見直す必要があることから、全額控除となる水準や控除率を見直すこととしている。併せて、実施機関によりその活用の程度にばらつきがある特別控除については、廃止することとしている。

(5) 就労自立給付金（就労収入積立制度）の創設について

生活保護から脱却すると、税や社会保険料等の負担が生じ、結果的に可処分所得が減少してしまうという問題があり、こうした点を踏まえて、生活保護を脱却するためのインセンティブを強化する必要がある。

このため、保護受給中の就労収入のうち、収入認定された金額の範囲内で別途一定額を仮想的に積み立て、安定就労の機会を得たことにより保護廃止に至った時に支給する制度の創設を予定している。

※ 制度イメージ



(6) 支援方法の見直し等について

① 自動車の処分保留期間の延長

公共交通手段がないなど車が主な通勤手段である地域においては、車の保有を認めることが就労に結びつくと考えられることから、一般低所得者との均衡にも配慮しつつ、車の処分を保留する期間を延長する予定である（概ね半年→1年）。

② 転居を伴う就労支援

現在は住所地から通勤可能範囲の就労を主に支援しているが、その範囲内に稼働能力に応じた職場がない場合であって、長期に安定的な就労機会が確保できるなど保護脱却が十分に見込める場合には、敷金や移送費等を負担する方向で見直す予定である。

3 健康・生活面に着目した支援について

(1) 生活保護受給者の健康管理を支援する取組について

生活保護受給者ができる限り病気を患うことなく健康で生活することは、受給者が様々な自立に向けたチャレンジを行う上で基本となるものである。

このため、福祉事務所は、受給者に対し、健康増進法に基づく市町村の健康診査の受診などを促す等により、自らの健康保持への動機付けを行うなど、生活保護受給者自らが健康の保持・増進に努めて頂くための支援を行う必要がある。

そのため、具体的には、福祉事務所において、健康診査結果に基づく保健指導や、受給者からの健康や受診に関する相談等があった際に助言指導等必要な対応を行う専門の職員を配置できるようにするなど、福祉事務所の体制強化を行うこととしている。

また、福祉事務所が、生活保護受給者の健康状況を踏まえた効果的な助言指導を可能とするため、目的外には使用しないといた点には十分配慮しつつ、法第29条の調査権限を強化することにより、これまで個人情報保護の観点から入手が難しかった、健康診査の結果等を入手可能にすることを検討することとしている。

このことを通じて、生活保護受給者の疾病の予防及び早期発見や重症化予防、状況に応じた医療機関との連携及び福祉事務所自体の医療扶助に係る相談・助言に関する体制の強化が図られていくものと考えている。

(2) 家計管理を支援する取組

生活保護受給者が限られた保護費をやりくりして適切な生活を送るためには、自ら家計管理ができるようになることも必要である。このため、まずは受給者本人において保護費の適切な管理を行うことを明確にした上で、福祉事務所が必要と判断した者については、受給者の状況に応じてレシート又は領収書の保存や家計簿の作成など支出内容を事後でも把握できるようにする予定である。

(3) 居住支援に関する取組

生活保護の住宅扶助については、その適正使用の観点からの指摘があることから、住宅扶助費の目的外使用を防止することが必要な家賃滞納者等については、代理納付を推進するとともに、生活保護受給者の居住の確保の観点から、住宅扶助の代理納付の仕組みを活用して、家賃滞納のリスク解消という家主に対するメリット付けを行うことで、既存の民間住宅ストックへの受給者の受入れを促進していく予定である。

併せて、生活保護受給者が地域に円滑に定着できるのかといった大家の不安や、代理納付した場合、受給者と家主の間で解決すべき日常生活上の課題についてまで自治体での対応を求められる状況もあることから、地域で見守り活動を行う民間団体に一定の日常生活支援・相談も併せて行ってもらいながら、生活保護受給者の居住支援を進めていく予定としている。

4 不正・不適正受給対策の強化等について

生活保護の不正受給については、把握されているケースを金額ベースで見ると全体の保護費の0.4%（平成22年度）という水準ではあるが、一部であっても不正受給があり、そのことへの対応を放置することは、生活保護制度全体への国民の信頼を損なうことにも繋がりがねないため、厳正に対処することが必要である。

このため、真に支援が必要な人には確実に保護が行われるということに十分に留意しつつ、不正・不適正受給対策の強化等を検討していくことが必要である。

(1) 地方自治体の調査権限の強化

生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第4条第1項において、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、

その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

このため、法においては、地方自治体が保護の決定又は実施のために生活に困窮する者の資産や能力などを確認するための調査権限を定めているところであるが、不正受給防止のためには、地方自治体の調査権限を拡大すべきとの指摘もあることから、地方自治体の調査権限の強化に向け、下記の取り組みを検討することとしている。

ア 法第29条の調査権限の内容については、現在、要保護者又は扶養義務者の「資産及び収入の状況」に限定されているが、受給者に対する自立に向けた更なる就労指導、受給者の生活実態の把握や保護費支給の適正化を確保するため、就労の状況や保護費の支出の状況等を追加する。

イ 法第29条の調査対象者についても、例えば、現在は保護を受給していないものの、過去の保護受給期間中に不正に保護を受給していたことが、後日、明らかになった者について、保護受給中の状況を確認することが必要となった場合であっても、法第29条にはその権限が明確にはされていない。

このため、調査対象者について、現行の「要保護者及びその扶養義務者」に加えて、「過去に保護を受給していた者及びその扶養義務者」も対象とすることを追加・明確化する。

なお、この場合において、保護の受給歴があることによって、以後、いつまでも調査対象とすることは、保護の申請が抑制されるおそれもあるとの意見もあるので、保護廃止後、一定期間に限定することなどを検討する予定であるのであらかじめご了承ください。

ウ 法第29条に基づく調査を行った場合に、回答が得られないことにより、保護の決定又は実施に支障があるとの指摘もあることから、官公署については、調査に対する回答義務の創設を検討する。

エ 受給者の生活実態の把握や不正受給が疑われる場合の事実確認等において、受給者から説明を求めることがあるが、現状では明確な根拠規定がないことから、福祉事務所は、個々のケースの状況に十分配慮した上で、必要に応じて、受給者や扶養

義務者、過去に保護を受給していた者等に対し、保護の決定及び実施等に必要な説明を求めることができる旨の権限を設けるとともに、説明を求められた場合には、その者は、必要な説明を行うこととする。

(2) 不正受給に係る徴収金と保護費との調整

不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者等があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、法第78条の規定に基づき、その費用を、その者から徴収することができる」とされている。

都道府県又は市町村の長が、費用の徴収を行うにあたり、徴収の対象者が受給者である場合には、法第58条の規定に基づき、保護費の差押が禁止となっていることから、保護費の全額を支給したうえで、徴収すべき金額を分割して調定するなどにより、保護費から返還を求めることとなる。

しかし、都道府県又は市町村の長が、費用徴収を行う時点で、すでに不正受給により得た金銭を費消しているケースが多く、費用徴収の実効性が低いとの指摘を受けているところである。

このため、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が、受給者に対して、徴収債権を有している場合には、その徴収金について、本人からの申し出を受け、保護の実施機関が最低限度の生活の維持に支障がないと認めた場合に、福祉事務所が保護費との調整をすることができないか検討することとしている。

(3) 第三者求償権の創設について

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされているため、交通事故等を原因として、受給者が医療機関を受診する場合、本来であれば、損害保険会社等により医療費の支払いがなされるべきである。

しかし、受給者にとっては、その治療に要する費用が損害保険会社等から支払いがなされるのか、医療扶助によって支給がなされるかは、実質的に差異がないため、損害保険会社等に請求を行わず、結果として医療扶助が適用されるケースがある。

また、福祉事務所は、医療扶助が適用された後に、受給者に対して保険金等が支払われた場合には、法第63条に基づく費用返還請求を行う必要があるが、示談までに

時間を要することや、一時金（仮払金、内払金等）の支払いがあるなど、保険金等の振込時期や金額の把握が困難であることなどから、受給者が保険金等の受領を未申告のまま、費消してしまうといったケースもある。

このため、都道府県知事又は市町村の長は、保護を行うべき事由が第三者の行為によって生じた場合において、保護費を支弁したときは、その保護費の限度において、受給者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得するなど第三者求償権の創設を検討することとしている。

（４）徴収金に対する税の滞納処分の例による処分について

不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者等があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、法第78条の規定に基づき、その費用を、その者から徴収することができることとされている。

しかし、当該者自らが徴収金の返還を行わなかった場合においても、地方公共団体の歳入は、法律で特に定めのない限り、強制徴収の方法を講ずることができないため、都道府県知事又は市町村の長は、一般債権と同様の保全手続に従って徴収を行うこととなり、事務負担が大きいとの指摘もある。

このため、都道府県知事又は市町村の長は、不正受給に係る徴収金についても、地方税の滞納処分の例により処分を行うことが可能とするよう検討することとしている。

（５）稼働能力があるにもかかわらず明らかに就労意思のない者への対応

生活保護では、要保護者に稼働能力がある場合には、その稼働能力を最低限度の生活の維持のために活用することが必要である。

このため、稼働能力があるにもかかわらず、その能力に応じた就労活動を行っていないことを理由として、法第62条第4項等に規定する所定の手続を経て、保護を廃止された受給者が、その後、同様の状況の下で就労活動に取り組むことを確認した上で再度保護を受給するに至った後、やはり稼働能力に応じた就労活動を行わないため保護を再び廃止された場合には、その後再々度の保護申請があった場合の審査について、急迫の状況ではないことなど一定の条件のもとに、要件をより厳密に確認することとしている。

なお、就労の意思がないと判断する際、ケースワーカーの恣意的判断を懸念する意

見もあるため、運用にあたっては、保護の要件や、真に支援が必要な者には確実に保護を行うという制度の基本的考え方が変わるものではないことに留意することとしている。

(6) 不正受給の罰則の引き上げ及び徴収金の加算

不正受給は、制度に対する国民の信頼を揺るがす深刻な問題であり、厳正な対応が必要である。

生活保護制度における不正受給は、平成22年度で約2万5千件、金額にして約12.9億円であり、近年増加傾向にある。

増加要因としては、近年、受給者が増加している中で、地方自治体における不正受給対策に向けた取組の強化・徹底が図られたことが考えられる。

一方、法第85条において、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者等に対する罰則として、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金と規定しているが、生活保護法と同様に憲法第25条の理念に基づく国民年金法に係る不正受給に対する罰則については、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金となっているなど、他法令の罰則を踏まえると、罰則による抑止力が十分ではないとの指摘がある。

また、不正受給が発覚した場合であっても、その不正に得た保護費に相当する額を返還するに過ぎず、法第85条等に定める罰則に関する告訴・告発等の措置をとらない限り、不正受給に対するペナルティが実質的に存在しないとの指摘もある。

このため、不正受給に対する罰則の引上げとともに、都道府県又は市町村の長は、不正受給に係る徴収金額に加え、一定割合の金額を上乗せして、徴収を求めることができることとすることを検討することとしている。

(7) 扶養義務の適切な履行の確保

生活保護制度では、扶養義務者からの扶養は、受給する要件（前提）とはされていない。この考え方は、扶養義務者が扶養しないことを理由に、生活保護の支給を行わないとした場合には、本人以外の事情によって、本人の生活が立ちゆかなくなることも十分に考えられることによるものである。

一方で、本人と扶養義務者の関係において考慮が必要な特段の事情がない場合であって、扶養が明らかに可能と思われるにもかかわらず、扶養を拒否しているといった

ケースは、国民の生活保護制度に対する信頼を損なうことになりかねず、適切ではないと考えている。

このため、本当に保護が必要な人が受けることができなくならないように、また、家族関係の悪化につながらないように特段に留意しつつ、福祉事務所が必要と認めた場合には、扶養が困難と回答した扶養義務者に対して、扶養が困難な理由を説明することを求めることを検討することとしている。

なお、その際、扶養義務の調査については慎重に対応することが必要であること、扶養が困難な理由の説明を求めることが、保護の漏給につながることをないよう留意することとしている。

また、福祉事務所と扶養義務者の間で扶養の範囲について協議が調わなかった場合、家庭裁判所に対する調停等の申立手続の積極的活用を図るため、扶養請求調停手続の流れ等を示したマニュアルや具体的な扶養請求調停手続のモデルケースを示すこととしているので御了知願いたい。

5 医療扶助の適正化について

(1) 医療扶助適正化に向けた取組について

ア 平成 23 年度の生活保護費負担金の事業費ベースの実績では、医療扶助費が約 1 兆 6,400 億円、保護費全体の約半分（46.9%）を占めている。このため、生活保護制度に対する国民の理解と信頼を確保するためにも、医療扶助の適正化に向けた取組を推進していく必要がある。

イ 生活保護等版レセプト管理システムを活用した取組の推進

平成 23 年度より全国で運用されている生活保護等版レセプト管理システム（以下、「電子レセプトシステム」という。）は、受給者や医療機関別にレセプトを抽出して点検を行うなど効率的・効果的なレセプト点検が可能であるため、各地方自治体において創意工夫し活用することにより、医療扶助の適正化に向けた取組に与するものである。

平成 24 年 10 月には、電子レセプトシステムの機能改修を行い、頻回受診や薬の過剰な多剤投与を受けている者など適正化の対象となり得る者を容易に抽出できるよう機能強化を行っている。これにより、不適切な受診行動が疑われる事例を把握する作業の効率化が図られ、受給者に対する指導等へ重点を置くことができる

ため、受給者の適正受診に向けた取組を効果的に実施できるものと考えている。

また、本年3月に電子レセプトシステムの機能改修を行い、請求に特徴が見られる医療機関を容易に抽出できるよう機能強化を行うこととしており、これにより、不適切な請求等が疑われる医療機関を絞り込み、重点的に点検・指導等を実施していくことが可能になるものと考えている。

電子レセプトシステムは、これを積極的に活用することによって、様々な医療扶助の適正化に向けた効率的かつ効果的な取組に繋がるものであるため、国においても、マニュアルの改訂等を通じて活用を支援していくので、地方自治体におかれても、積極的に電子レセプトシステムを活用し、医療扶助の適正化に向けた実効性のある取組を実施されたい。

(2) 後発医薬品の更なる使用促進

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及は、患者の負担軽減及び医療財政の改善に資することから、厚生労働省では、平成24年度までに後発医薬品の数量シェアを30%以上とすることを目標に、「後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム」（平成19年10月）を策定し、総合的な取組を行っている。

また、平成24年4月の診療報酬改定においては、引き続き後発医薬品の使用促進のための環境整備を進めており、さらに、平成24年度中に後発医薬品の使用促進に係る新たなロードマップを作成するなど、更なる後発医薬品の使用促進を図ることとしている。

都道府県の取組としては、「後発医薬品の安心使用促進のための協議会」（都道府県協議会）を設置し、地域の実情に応じた後発医薬品の使用促進のための検討を行うとともに、各種の取組を実施されているところである。

このように、国全体で後発医薬品の使用促進に取り組んでいる中、生活保護における後発医薬品の使用は、医療全体の後発医薬品の金額シェア8.4%（平成23年5月調剤分）に対し、生活保護分は7.5%（平成23年6月支払基金審査分）にとどまっている。

こうした状況を鑑み、今般、医師が後発医薬品の使用を認めている場合は、後発医薬品を原則として使用するものとし、これにより生活保護においても後発医薬品の使用を促進していくこととしている。

【後発医薬品の使用を原則とすることの考え方】

- 医師が後発医薬品の使用が可能であると判断した(一般名処方を含む)場合は、後発医薬品を原則として使用する。
 - ※ 受給者が、先発医薬品を希望する場合は、一旦は先発医薬品の使用を認めるが、「先発医薬品の方が高額だから」といった理由により先発医薬品を使用する場合には、前述3にある健康管理指導の対象とし、適正な服薬等が行われるように支援する。ただし、強制的措置は行わない。
- 医師が後発医薬品の使用を認めている場合に、医療機関が生活保護受給者に対し後発医薬品の使用を促すことについて法制化することを検討する。

(3) セカンドオピニオン（検診命令）の活用

福祉事務所の嘱託医等が、生活保護受給者の健康状態や医療の継続性等について確認する際に、他の医療機関による検診結果が必要な場合には、他の医療機関等の検診を受けるよう受給者に指示することを徹底することとする。

また、長期にわたり医療扶助を受給している場合には、当該受給者の疾病の状況、稼働能力等を確認するため、原則として定期的に他の医療機関等の検診を受けることを検討することとしている。

(4) 医療機関に対する指導等について

多くの医療機関では適正な医療が行われている一方、一部で不正事案があるが、生活保護制度に対する信頼を確保するためには、こうした一部の不適切な医療機関については厳正に対処していく必要がある。

このため、下記について今後、検討することとしている。

- ・ 指定医療機関の指定要件及び指定取消事由については法律上明確な規定がないため、健康保険の取扱いを参考に、指定医療機関の指定要件及び指定取消要件を法律上明確化すること。
- ・ 現在は無期限となっている指定医療機関の指定の有効期間についても、6年間の有効期間を設けている健康保険法の例を参考に、有効期間を導入すること。

※ 自治体の負担軽減の観点から、指定の有効期間を設定した場合に指定更新

手続きの簡素化を図る。

- ・ 健康保険法の保険医療機関の取消しを受けても、生活保護法の取消しを受けなければ、生活保護の指定医療機関として生活保護受給者への診療が可能となっている。このため、例えば、指定医療機関又は保険医療機関のいずれかの指定が取り消された際に、両制度間で関連性を持たせて対応できるよう工夫をすること。
- ・ 過去の不正事案に対しても厳正に対応する必要があるため、健康保険の取扱いを参考に、現在対象となっていない指定医療機関の管理者であった者についても、報告徴収や検査等の対象とすること。
- ・ 不正を行った指定医療機関に対しては厳正に対処する必要があるため、健康保険の取扱いを参考に、取消処分前に指定医療機関等の指定辞退がなされた場合は、指定取消があった場合と同様に取扱い、原則5年間は再指定できないこととすること。

また、指定医療機関への指導に当たって、地方自治体のみでは指導に当たる医師を確保することが困難なために、十分な指導ができるとは言い難い状況にある。このため、下記についても検討することとしている。

- ・ 必要に応じて、国（地方厚生局）による指導等も実施できるようにすること。
- ・ 地方厚生局に生活保護の指定医療機関に対する指導等を行う専門の職員を配置すること。

また、前述（1）のイのとおり、本年3月に電子レセプトシステムの機能改修を行い、請求に特徴が見られる医療機関を容易に抽出可能にするため、指定医療機関への指導等に当たっては、請求等に特徴がある医療機関を抽出し、当該医療機関の状況を総合的に勘案した上で、指導対象となり得る医療機関を選定し、重点的に指導等を実施していくこととする。

6 地方自治体の体制整備について

生活保護ケースワーカーの人件費については、従前より地方交付税により措置しているところであるが、近年の被保護世帯の急増に対応するため、平成21年度以降、毎年度増員されているところである。

地方交付税の算定基礎となる職員数全体は減員となる中で、受給者が増加している状況や生活保護制度の見直し等を考慮し、平成25年度においては、標準団体規模（都道

府県：人口20万人、市町村：人口10万人）で、

- ・ ケースワーカーが都道府県で3人、市町村で2人
- ・ 査察指導員が都道府県で1人
- ・ 嘱託医手当等の増額

が予定されている。

については、前述したとおり、各自治体の福祉担当部局においても、生活保受給者の健康に関する相談・支援に必要な専門職員の配置の検討など、地域の実情にあわせて、福祉事務所の体制強化に必要な増配置がなされるよう関係部局との調整を図りたい。

【標準団体規模（都道府県：人口20万人、市町村：人口10万人）の算定基礎数値】

○ ケースワーカー

都道府県 22人（対前年度+3人）

市 15人（対前年度+2人）

○ 査察指導員

都道府県 3人（対前年度+1人）

市 2人（対前年度±0人）

○ 嘱託医手当等

都道府県 7,071千円（対前年度+3,092千円）

市 2,117千円（対前年度+ 927千円）

7 平成25年度生活保護基準について

(1) 生活扶助基準の検証結果

生活扶助基準については、一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか定期的に見極めるため、全国消費実態調査等を基に5年に1度検証を行うこととされている。

このため、平成23年2月に、学識経験者による専門的かつ客観的な検証を行う場として、社会保障審議会の下に常設部会として生活保護基準部会を設置した。平成23年4月以降、13回にわたり熱心な御議論をいただき、本年1月に検証結果を踏まえた報告書がとりまとめられた。（詳細は別紙）

今回の検証では、最新の全国消費実態調査等のデータを用いて、生活扶助基準額

と一般低所得世帯（年間収入階級第1・十分位。以下同じ。）の消費実態について、年齢階級間、世帯人員間、級地間の相対関係について指数によって比較を行い、その乖離について検証を行った。

検証結果のポイントとしては、年齢階級別で見ると現行基準の想定している相対的な指数と消費実態による指数の間に乖離が認められた。同様に世帯人員別に指数の状態を見ても、現行基準と消費実態の間に、世帯人員が増えるにつれて乖離が拡大する傾向が認められた。

また、級地別についても比較対照したところ、現行基準が想定している地域差より消費実態の地域差の方が小さくなっていることが認められた。

なお、報告書では、厚生労働省において生活扶助基準の見直しを検討する際には、報告書の評価・検証の結果を考慮し、その上で他に合理的説明が可能な経済指標などを総合的に勘案する場合は、それらの根拠についても明確に示すよう指摘されている。

（2）生活扶助基準等の見直し

今回の生活扶助基準等の見直しでは、前述の生活保護基準部会における検証結果に基づき年齢・世帯人員・地域差といった制度内の「歪み」を調整するとともに、近年デフレ傾向が続いているにもかかわらず生活扶助基準額が据え置かれてきたことを踏まえ、前回の平成19年検証の結果を考慮して、平成20年の基準が定められたことから、それ以降の物価動向を勘案することとした。今回の見直しはこうした合理的な考え方に基づく適正化を図るものである。

各種加算についても同様に物価動向を勘案することとしている（他制度に並んで同額となるように改定しているものは除く）。また、期末一時扶助についても、物価動向を勘案するとともに、現行では世帯人数が増えると単純に世帯人数倍していた支給額に世帯規模の経済性（スケールメリット）を導入する見直しを行うこととする。

なお、激変緩和の観点から適正化の影響を一定程度に抑えるため、現行基準からの増減幅が±10%を超えないように調整することとしている。また、被保護者への周知、自治体におけるシステム改修に要する期間に配慮し平成25年度については8月から実施（※）することとする。更に、3年間の経過措置を設け、見直しを

段階的に行うこととする。

(※ 今回の生活保護基準の検証結果や物価の動向の勘案による見直しに含まれない事項に関する改定（一時扶助、住宅扶助、出産扶助、生業扶助、新規就労控除を予定）についても8月からの施行とするが、特別基準の設定が必要な場合には情報提供されたい。）この他、前述のとおり、生活保護受給中の就労インセンティブ施策として機能している勤労控除制度について全額控除となる水準や控除率を見直すこととしている。併せて、実施機関によりその活用の程度にばらつきがある特別控除については廃止することとする。この点についても平成25年8月からの施行とする。

(3) 生活扶助基準の見直しに伴う他制度への影響

今回の生活扶助基準の見直しに伴う他制度への影響については、それぞれの制度の趣旨や目的・実態を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないよう、政府全体として対応していくこととしている。

また、地方単独事業について、生活扶助基準の見直しが対象者や支給額等に影響する可能性があるものについては、国の取組を説明の上、その趣旨をご理解いただいた上で各自治体において判断いただくよう依頼することとしているので、予めご検討をいただきたい。

(4) その他

一時扶助（被服費等）、住宅扶助の住宅維持費、出産扶助（施設分べん）、生業扶助の技能修得費（高等学校等就学費を除く。）及び新規就労控除については、それぞれの扶助等の性格を踏まえ、費用の実態等を勘案し、所要の改定を実施することとしている。

8 生活保護法施行事務監査等について

(1) 平成25年度における生活保護法施行事務監査の実施について

ア 都道府県・指定都市が実施する生活保護法施行事務監査

生活保護法施行事務の監査については、①前年度監査結果に基づいた管内の保護の実施機関（以下「実施機関」という。）ごとの問題点の把握・整理、②これらを

踏まえた的確な監査の実施、③当該実施機関のその後の改善状況の確認及び指導等一連の事務が、P D C Aサイクルを意識して効果的に実施される必要がある。

このためには、本庁の生活保護主管課長のリーダーシップと監査実施体制の確保が不可欠であるが、一部の本庁において、本庁生活保護主管課長が、生活保護指導職員であるにもかかわらず監査等に参画せず、一方で、管内実施機関で重大な問題が発生している状況も見受けられる。

については、少なくとも問題を有する実施機関、大規模実施機関等に対しては、生活保護主管課長が班長として実地に監査を行い、改善に向けた指導を行う体制となるよう引き続きご留意願いたい。

なお、厚生労働省においては管内実施機関の数等に応じ、担当課長をはじめ一定数の職員について、生活保護指導職員として人件費を補助しているところであるので念のため申し添える。

イ 国が実施する生活保護法施行事務監査

平成25年度については、従来どおりすべての都道府県・指定都市（以下「都道府県等」という。）に対して監査を実施することとしているので、了知願いたい。

また、実施機関の選定については、4月に実施する各都道府県等からのヒアリングの結果に基づき決定することとしているが、事件・事故の発生した実施機関や本庁監査において問題点の多い実施機関への監査を実施するとともに、重大な事件・事故の発生を踏まえ、必要に応じ特別監査等を実施することとしている。

ウ 生活保護法施行事務監査に係る生活保護指導職員会議

近年、保護の相談・申請及び廃止における不適正な取扱い、職員による保護費の詐取などの不正事案、暴力団関係者による不正受給事例など、広範囲にわたり種々の問題が生じており、本庁における管内実施機関に対する監査の充実が求められている。このため、来年度においても今年度同様、各都道府県等の生活保護指導職員を対象に、下記のとおり会議を開催することとしている。詳細については、決定次第連絡することとしているので、監査班長など関係職員の派遣について配慮願いたい。

○ 生活保護法施行事務監査に係る生活保護指導職員会議

対象者：各都道府県等の生活保護指導職員

開催時期：平成25年5月下旬

開催期間：3日

開催場所：東京都内（予定）

内 容：監査のPDCAサイクルや監査手法等

(2) 生活保護査察指導員等に対する研修について

ア 生活保護新任査察指導員・新任指導職員基礎研修会

生活保護制度は現業事務を基本に成り立っており、現業事務を適正に実施するために査察指導機能は極めて重要である。

また、都道府県等本庁において監査業務に従事する生活保護指導職員等は、生活保護事務に係る法制度を十分に理解していることはもとより、実施機関の現場における査察指導のあり方等も理解の上実際の指導等に当たる必要がある。

こうしたことに鑑み、監査時における個別指導に加え集団指導として、現業事務経験のない生活保護査察指導員及び生活保護事務経験のない都道府県等本庁指導職員等を対象に、下記のとおり研修を実施することとしている。詳細については、決定次第連絡することとしているので、関係職員の参加について管内実施機関を含めて配慮願いたい。

○ 生活保護新任査察指導員・新任指導職員基礎研修会

対象者：現業事務経験のない生活保護査察指導員及び生活保護事務経験のない
都道府県等本庁指導職員等

開催時期：平成25年5月中旬

開催期間：3日

開催場所：東京都内（予定）

内 容：生活保護事務の基本に係る講義及び分科会による「査察指導」及び
「指導監査」それぞれの基本的知識等の習得

イ 全国生活保護査察指導員研修会（仮）

査察指導員として一定の経験を有する生活保護査察指導員等を対象に、下記のとおり研修を実施することとしている。

なお、平成22年度以前に例年開催していた「全国生活保護査察指導に関する研究協議会」については、東日本大震災の影響等により平成23年度及び平成24年度の開催を見送ったところであるが、平成25年度の実施に当たり、より現場の実態や課題に即した研修にするべく、名称を変更するとともに、実施方針及びその内容等について現在検討を重ねている。詳細については、決定次第連絡することとしているので、関係職員の派遣について管内実施機関に対して配慮願いたい。

○ 全国生活保護査察指導員研修会（仮）

対象者：一定の経験を有する生活保護査察指導員等

開催時期：平成25年8月下旬

開催期間：3日（予定）

開催場所：東京都内（予定）

内 容：求められる査察指導業務に係る講義及び意見交換等（予定）

第2 新たな生活困窮者支援体系の構築について

(生活困窮者自立支援室)

(1) 新たな生活困窮者支援体系について【P29 (参考資料1) 参照】

現状、生活保護受給者は約215万人を超え、とりわけ稼働年齢層が増加している状況にある。また、非正規雇用労働者や年収200万円以下の世帯も増加しており、生活困窮に至るリスクの高い層が増加している。さらに、生活保護受給世帯のうち、約25%の世帯主が出身世帯も生活保護を受給しているという調査結果にも見られるように、いわゆる「貧困の連鎖」も生じている。

こうした中で、厚生労働省においては、生活困窮者の自立を促進する観点から、住宅手当緊急特別措置事業や総合支援資金の貸付け、地方自治体とハローワークが一体となった就労支援等の措置を講じてきたところである。

また、一部の地方自治体では、こうした取り組みに加え、先進的に生活困窮者の自立支援に取り組み、効果をあげているところもある。

しかしながら、現状では、いわゆるこうした「第2のセーフティネット」が十分に整備されているとは言い難く、先進的な取り組みの実施が一部の地域にとどまっているほか、人材やノウハウ、財源が十分でないなどの課題がある。

このため、生活保護制度の見直しにとどまらず、生活困窮者支援の充実・強化に総合的に取り組み、特に、就労可能な者に対して、生活保護受給に至る前の段階から早期に就労・相談支援等を行うことにより、生活困窮状態からの脱却を可能にする新たな生活困窮者支援制度を構築し、全国的な体制整備を進めていく必要がある。

※ こうした見直しの方向性については、昨年8月に成立した「社会保障制度改革推進法」（平成24年法律第64号）附則第2条にも盛り込まれている。

「社会保障制度改革推進法」（平成24年法律第64号）抜粋

(生活保護制度の見直し)

附則第二条 政府は、生活保護制度に関し、次に掲げる措置その他必要な見直しを行うものとする。

- 一 不正な手段により保護を受けた者等への厳格な対処、生活扶助、医療扶助等の給付水準の適正化、保護を受けている世帯に属する者の就労の促進その他の必要な見直しを早急に行うこと。

二 生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しに総合的に取り組み、保護を受けている世帯に属する子どもが成人になった後に再び保護を受けることを余儀なくされることを防止するための支援の拡充を図るとともに、就労が困難でない者に関し、就労が困難な者とは別途の支援策の構築、正当な理由なく就労しない場合に厳格に対処する措置等を検討すること。

これらを踏まえ、厚生労働省においては、昨年4月に、生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しを一体的に検討するため、社会保障審議会に「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」を設置し、12回にわたり議論を進めてきたところである。特別部会は、本年1月25日に報告書の取りまとめを行い、新たな生活困窮者支援制度についても様々な提言を行っている。

※ 特別部会報告書における新たな生活困窮者支援制度の概要

【基本的な考え方】

- 生活保護に至る前の段階で早期に支援を行うとともに、必要に応じて生活保護受給者も活用できるようにすることにより、困窮状態からの脱却を図る。
- 地方自治体が実施主体となり、民間団体と協働して取り組む。

【具体的な仕組み】

- (1) 生活困窮者の自立までを包括的・継続的に支える新たな相談支援体制の構築
- (2) 就労に向けた生活訓練・社会訓練・技術習得訓練を有期で行う事業（「就労準備支援事業」）の実施
- (3) 一般就労が直ちに難しい者に支援付きで軽易な作業等の機会を提供する「中間的就労の場」の育成支援
- (4) ハローワークと自治体が一体となった就労支援体制の全国的な整備
- (5) 家計収支等に関するきめ細かな相談支援の強化
- (6) 離職により住居を喪失した生活困窮者に対する家賃補助のための給付金（有期）の制度化
- (7) 子ども・若者の貧困の防止
 - ① 地域若者サポートステーションの充実強化
 - ② 生活困窮家庭の子どもに対する学習支援等を行う事業の実施

本報告書においては、「報告書の内容を踏まえ、新たな生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しについて必要な法整備等の検討を行うべき」こととされている。厚生労働省としても、速やかに新制度を実施できるよう、関連する法案の提出を含め、政府部内・与党との調整を進めていきたい。

なお、本報告書では、生活困窮者支援の体系化等に当たっては、国と地方が

それぞれの役割を踏まえ、しっかりとした対応が図られるべきとされている。これは、これまでになかった施策分野を新たに創造し、全国的な制度として構築を図るものであることから、厚生労働省としても、制度の円滑な施行に向けて、地方自治体関係者のご意見を丁寧に伺いながら、具体的な検討を進めていきたいと考えているので、引き続きご協力をお願いしたい。

(2) 生活困窮者自立促進支援モデル事業について【P34（参考資料2）参照】

平成25年度予算（案）においては、新たな生活困窮者支援制度の構築に向け、「生活困窮者自立促進支援モデル事業」の実施に必要な経費について、セーフティネット支援対策等事業費補助金の中に約30億円を盛り込んでいる。

新たな生活困窮者支援制度については、早ければ平成27年度からの本格的実施を目指していることから、本モデル事業については、これら新制度による支援を試行的に展開し、地域における支援体制を計画的に整備するとともに、そこから得られる課題等を抽出し、平成27年度の本格施行に向けた制度設計に反映させていくために実施するものである。各地方自治体におかれては、こうした趣旨をご理解いただいた上で、積極的な取り組みをお願いしたい。

なお、本モデル事業の概要は、参考資料2のとおりであり、詳細は追ってお知らせするが、予算成立後速やかに執行することとしているので、実施を希望する地方自治体におかれては、必要な準備をお願いしたい。

※ 生活困窮者自立促進支援モデル事業のポイント

【事業内容】

(1) 生活困窮者の自立に関する相談支援事業

生活困窮者からの相談を受け、アセスメントを通じて支援計画の策定を行い、自立に向け、住宅手当などの既存事業との連携も含めた包括的な支援を実施するとともに、社会福祉協議会やハローワークなど関係機関とのネットワークづくりを推進。

(2) 就労促進のための支援事業

- ① 一般就労に向け、生活習慣の確立、社会参加能力の形成等の基礎能力の形成等を支援を実施（就労準備支援事業）
- ② 一般就労に就くことが困難な者に対して、支援付きの就労である「中間的就労」の場を育成支援（中間的就労の推進）

(3) 家計相談支援事業

生活困窮者の家計の再建のため、家計収支等に関するきめ細やかな相談支援を实

施。

- (4) その他、地域の実情に応じた生活困窮者の自立の促進に資する事業
例) 生活困窮家庭の子どもに対する学習支援等

【実施主体】

原則として指定都市、中核市、市区町村（町村については福祉事務所設置町村）。

なお、都道府県については、管内町村部及び福祉事務所設置市区町村と連携して支援体制の構築に取り組む場合に限る。（事業の全部又は一部委託可）

【補助額】

事業実施対象地域単位の人口規模に応じた上限額を設定。

- ・ 人口30万人を超える場合 6,000万円以内の必要額
- ・ 人口30万人以下の場合 4,000万円以内の必要額

注1：補助額は予定であり、変更があり得る。

注2：モデル事業の実施期間が12月未満の場合、上限額は変動する。

- (3) 住宅手当緊急特別措置事業について【P35（参考資料3）参照】

（※平成25年度より名称を変更し「住宅支援給付事業」となる予定）

「住宅手当緊急特別措置事業」については、離職により住宅を喪失した者等に対して、家賃相当額の住宅手当を支給することにより、再就職に向けて安定した住居を確保するとともに、各地方自治体に配置されている住宅確保・就労支援員により就職活動を支援する事業であるが、平成21年10月の事業開始後の実績は以下のとおりとなっている。

【住宅手当実績】

平成24年11月末現在

実績	支給決定件数 (新規決定分)	常用就職者数※	常用就職者率
平成21年度	19,741	1,546	7.8%
平成22年度	37,151	15,525	41.8%
平成23年度	24,161	13,176	54.5%
平成24年度	13,815	7,937	57.5%
計	94,868	38,184	

※注1 住宅手当緊急特別措置事業は、平成21年10月より実施。

※注2 東日本大震災の被災等により、平成23年3月～5月の間、一部市については、含まれていない。

※常用就職者数：雇用契約において、期間の定めがない又は6か月以上の雇用期間が定められているもの。

本事業は、毎年度着実に就職率を伸ばしており、生活保護に至らないためのセ

ーフティネットとして一定の効果をあげていると考えられる。

このため、平成24年度経済対策第2弾において、「緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）」を積み増しし、本事業の実施期限を1年延長するとともに、就労支援機能を強化する観点から、平成25年度より、対象者要件や就職活要件等を見直すこととしているので、ご了承ください。

今後とも、本事業の効果的な実施に向け、ハローワークや社会福祉協議会との一層の連携を図るとともに、本事業のより一層の利用促進に取り組んでいただくようお願いしたい。

〔住宅手当制度の見直し概要〕（参考資料3参照）

	現行住宅手当制度	改正後
名称	住宅手当緊急特別措置事業	住宅支援給付事業
支給対象者		
離職時期	平成19年10月1日以降に離職したこと	申請時点で離職後2年以内の者
年齢制限	なし	申請時点で65歳未満の者
就職活動要件		
公共職業安定所での職業相談	月1回以上	月2回以上
住宅確保・就労支援員による面接等	月2回以上	月4回以上
支給期間	原則、6か月間が上限 一定の条件を満たす場合は、3か月間延長可能（＝9か月間）	原則、3か月間が上限 一定の条件を満たす場合は、3ヶ月毎に最長6か月間延長可能（＝9か月間）
受給中の支援 ※		
就労自立のための支援	なし	利用者自身の就職活動で就職が可能と判断される場合を除き原則として、住宅確保・就労支援員等による支援に加え、次のいずれかの支援を受けるものとする ①日常・社会生活支援 ②生活保護受給者等就労自立促進事業(仮称)

※就労自立のための支援は、平成25年7月から実施を予定。内容については、現時点案です。

1 社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書の概要

**社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会
報告書（平成25年1月25日）の概要**

1. 総論

(1) 現状と課題

- 1990年代の半ばから、安定した雇用が減少し世帯構造も変化するなかで、現役世代を含めて生活困窮者が増大。生活困窮は、いわゆる貧困の連鎖により子ども達の未来に影響を与え、あるいは、自立への意欲を損ない、地域社会の基盤を脆弱にする。
- こうした中で、生活保護制度の自立助長機能を高めることと併せて、生活困窮者に対し、生活保護受給に至る前の段階から安定した就労を支援することが緊要の課題。
- 新しい生活支援体系は、生活保護制度の改革と生活困窮者支援制度の導入の一体的実施によって実現されるべき。

(2) 新しい生活支援体系：4つの基本的視点

自立と尊厳：すべての生活困窮者の社会的経済的な自立を実現するための支援は、一人一人の尊厳と主体性を重んじたものでなければならない。

つながりの再構築：孤立している人々が多様なつながりを再生・創造できることを目指し、そのつながりを人々の主体的な参加の基盤とする。

子ども・若者の未来：次世代が可能なかぎり公平な条件で人生のスタートを切ることができるように、その条件形成を目指す。

信頼による支え合い：制度に対する国民の信頼を強めるため、生活保護制度の情報を広く提供しつつ、信頼を損なう制度運用の実態は是正。

(3) 新しい生活支援の具体的なかたち

包括的・個別的な支援：地域における多様なサービスをできる限り一括して提供する。生活困窮者それぞれの事情に応じた個別的な支援を提供する。

早期的・継続的な支援：訪問型も含めた早期対応が図られることが大切。個々人の段階に応じたサービスが提供されるような継続的な支援を行う必要。

分権的・創造的な支援：民間の柔軟で多様な組織が活かされ、国や自治体がこれを支える。地域ごとの多様な条件に応じて創造的な取組を可能にする。

2. 新たな生活困窮者支援制度の構築について

(1) 基本的な考え方

- 新たな生活困窮者支援制度は、生活困窮者に対し、生活保護に至る前の段階で早期に支援を行うとともに、必要に応じて生活保護受給者も活用できるようにすることにより、困窮状態からの早期脱却を図るものである。
- こうした制度の構築に当たっては、国と地方自治体、行政と民間とが、それぞれの役割の下、協働して取り組む必要がある。

(2) 新たな相談支援の在り方について

- 複合的な課題を抱える生活困窮者に対して適切な支援を実施するため、新たな相談支援体制を構築すべき。新たな相談支援では、地域のネットワークや訪問支援を通じた生活困窮者の把握、生活困窮者の抱える課題の適切な把握とそれに基づく支援計画の策定や必要なサービスへのつなぎ、それぞれの支援の効果を評価・確認しながら生活困窮者本人の自立までを包括的・継続的に支える支援を行っていくことが必要。
- 実施主体は福祉事務所設置自治体を中心に考え、社会福祉法人、NPO等への委託も可能とすることが適当。
- 新たな相談支援体制を確立するに当たっては、人材育成の制度化が必要であり、国において標準的な研修カリキュラムを示すことなどが必要。

(3) 就労準備のための支援の在り方について

- 既存の職業紹介や求職者支援制度等の就労支援の対象となりにくく、直ちには一般就労が難しい稼働年齢世代の生活困窮者に対し、①生活習慣の形成や回復のための訓練、②就労の前段階として必要な社会的能力を身につけるための訓練、③就労経験の場を提供し、就職活動に向けた技法や知識の取得等の支援を行う訓練、を本人の状態に応じて、一定の期間提供する事業（就労準備支援事業）の実施が必要。
- 実施主体は福祉事務所設置自治体を中心に考え、社会福祉法人、NPO等への委託も可能とすることが適当。
- 新たな相談支援事業で作成する支援計画に基づき実施することが必要。

(4) 中間的就労の在り方について

- 直ちに一般就労を求めることが難しい生活困窮者について、一定程度の生活習慣が確立していることを前提に、支援付きの訓練の場として、軽易な作業等の機会を提供する中間的就労の場を設けることが必要。

- 新たな相談支援事業で作成する支援計画に基づき実施することが必要。
- 中間的就労は、社会福祉法人やNPO、民間企業等の自主事業として考えるべき。その推進のために、事業立上げに係るノウハウの提供、立上げ支援、優先購買の仕組み、税制優遇等の社会全体の力を借りた支援が必要。
- 事業の適正性を確保するため、公的な認定の仕組みが必要。

(5) ハローワークと一体となった就労支援の抜本強化

- 地方自治体とのワンストップ窓口を引き続き整備するとともに、地方自治体との連携体制の在り方をさらに強化するなど、地方自治体とハローワークが一体となった就労支援体制を全国的に整備の上、生活保護受給者をはじめ、就労可能な生活困窮者を広く対象として、早期のアプローチを徹底することが必要。

(6) 家計再建に向けた支援の強化について

- 生活困窮者の家計の再建のため、家計収支全体の改善等を図る観点から、家計収支等に関するきめ細かな相談支援（家計相談支援）を強化し、必要に応じて貸付につなげていく仕組みを検討すべき。
- 家計相談支援は、福祉事務所設置自治体を中心に自治体が行う事業として考え、社会福祉法人、NPO等への委託も可能とすることが適当。
- 国において支援の担い手を養成するための標準的なカリキュラムを示す必要。

(7) 居住の確保について

- 現在実施されている住宅手当制度を参考に、離職により住居を喪失した生活困窮者であって、就労による自立が可能な者に対して、賃貸住宅の家賃補助により居住の確保を支援する給付金の制度化を検討する必要。
- 給付金の提供主体は、福祉事務所設置自治体を中心に考えることが適当。
- 新たな相談支援事業で作成する支援計画に基づいて支給することが必要。
- 住居がない生活困窮者に対して、緊急的・一時的に宿泊場所や食事の提供等を行う事業を検討することが必要。

(8) 子ども・若者の貧困の防止について

- 課題を抱える子ども・若者に対し早期発見・早期対応を行うため、地域若者サポートステーションの体制強化を図りつつ、これらの子ども・若者に対する相談支援・就労支援に重点的に取り組む必要。
- 貧困の連鎖を防止するため、義務教育段階から生活困窮家庭の子どもへの学習支援等を行う事業の実施が必要。地方自治体が地域の実情に応じて実施できることとし、社会福祉法人やNPO等に委託可能とすることが適当。

3. 生活保護制度の見直しについて

(1) 基本的な考え方

- 現在の生活保護受給者の自立を助長する仕組みが必ずしも十分とは言い難い状況にある。
- このため、新たな生活困窮者支援体系の構築に併せ、これと一体的に生活保護制度の見直しも行い、両制度が相俟って、それぞれの生活困窮者の状態や段階に応じた自立を促進することが必要である。

(2) 切れ目のない就労・自立支援とインセンティブの強化について

- 受給者の自発的な能力活用等の取組を促す観点から、自ら積極的に就労活動に取り組んでいる者に対して、一定の手当を支給することが必要。
- 一定期間経過後も就職の目途が立たない場合等には、職種・就労場所を広げて就職活動を行うことや低額であっても一旦就労することを明確にすべき。
- 勤労控除制度について、全額控除となる水準や控除率を見直す必要があるとともに、あくまでこれに併せながら、特別控除については、活用の程度にばらつきがあることから廃止も含めた見直しを検討することが必要。
- 保護受給中の就労収入のうち、収入認定された金額の範囲内で別途一定額を仮想的に積み立て、安定就労の機会を得たことにより保護廃止に至った時に支給する制度（就労収入積立制度）の創設を検討することが必要。

(3) 健康・生活面等に着目した支援について

- 福祉事務所において、健康診査結果に基づく保健指導や、受給者からの健康に関する相談等があった際に助言指導等を行う専門の職員の配置を検討することが必要。
- 福祉事務所が必要と判断した者については、レシート又は領収書の保存や家計簿の作成など支出内容を事後でも把握できるようにすることが必要。
- 住宅扶助費の目的外使用を防止することが必要な家賃滞納者等については、代理納付を推進するとともに、民間団体に日常生活支援・相談も併せて行ってもらいながら、生活保護受給者の居住支援を進めることが必要。

(4) 不正・不適正受給対策の強化等について

- 「資産及び収入の状況」に限定されている福祉事務所の調査権限について、就労の状況や保護費の支出の状況等を追加するとともに、官公署については回答義務の創設を検討することが必要。
- 不正受給に係る返還金について事前の本人同意を前提に保護費との調整をで

きないか検討することや、罰則の引上げ及び返還金への加算を検討することが必要。

- 稼働能力がありながらその能力に応じた就労活動を行っていないことを理由に、複数回保護を廃止された場合は、急迫の状況ではないことなど一定の条件のもとに、その後再度保護の申請があった場合の審査を厳格化することが必要。
- 保護が必要な人が受けることができなくならないように特段に留意しつつ、福祉事務所が必要と認めた場合には、扶養が困難と回答した扶養義務者に対して、困難な理由の説明を求めることが必要。

(5) 医療扶助の適正化について

- 健康保険の取扱いを参考に、指定医療機関の指定（取消）要件を法律上明確化するとともに、有効期間を導入することが必要。
- 指定医療機関に対する国による直接指導も併せて実施できるようにした上で、地方厚生局に専門の指導監査職員を増配置することを検討すべき。
- 後発医薬品の使用促進などを含め、しっかりと対応していくことが必要。

(6) 地方自治体が適切な支援を行えるようにするための体制整備等について

- 引き続き、地方自治体の体制整備や負担軽減を図り、生活保護受給者に対してより適切な支援が行えるようにしていくことが必要。

生活困窮者自立促進支援モデル事業の概要

【平成25年度予算額（案）：3,008,000千円】
〔セーフティネット支援対策等事業費補助金〕

事業目的

- 生活困窮者の自立の促進を図るため、それぞれの状態に応じた就労支援等の体制の構築とともに、それらを包括的に提供する相談支援体制を構築し、総合的な取り組みとして実施することにより、生活困窮者支援施策の制度化に寄与することを目的とする。

実施主体

- 原則として指定都市、中核市、市区町村（町村については福祉事務所設置町村）とする。
また、都道府県については、管内町村部及び福祉事務所設置市区町村と連携して支援体制の構築に取り組む場合とする。
（事業の全部又は一部委託可）

補助額

- 事業実施対象地域単位の人口規模に応じた上限額を設定
 - ・人口30万人を超える場合 6,000万円以内の必要額
 - ・人口30万人以下の場合 4,000万円以内の必要額

注1：補助額は予定であり、変更があり得る。

注2：モデル事業の実施期間が12月未満の場合、上限額は変動する。

事業内容

（1）生活困窮者の自立に関する相談支援事業

生活困窮者からの相談を受け、アセスメントを通じて支援計画の策定を行い、自立に向けて住宅手当などの既存事業との連携も含めた包括的な支援を行う。

また、包括的な支援を行うため、社会福祉協議会やハローワークなど関係機関とのネットワークづくりを推進する。

（2）就労促進のための支援事業

①一般就労に向け、生活習慣の確立、社会参加能力の形成等の基礎能力の形成等を支援を行う（就労準備支援事業）

②一般就労に就くことが困難な者に対して、支援付きの就労である「中間的就労」の場を育成支援する（中間的就労の推進）

（3）家計相談支援事業

生活困窮者の家計の再建のため、家計収支等に関するきめ細やかな相談支援を行う。

（4）その他、地域の実情に応じた生活困窮者の自立の促進に資する事業

例）生活困窮家庭の子どもに対する学習支援等を行う

※1 生活困窮者への支援は相談支援事業でアセスメントを行った上で提供することを基本とするため、平成25年度においては、相談支援事業の実施を必須とし、他の事業については地域の実情に応じて実施する。

※2 各事業の実施に当たっては、制度の本格実施に向けて計画的な体制構築を図るとともに、モデル事業実施要領に基づいて生活困窮者への支援を行い、支援効果の検証や課題の把握、国への情報提供を行う。

3 住宅手当緊急特別措置事業の改正について

住宅手当緊急特別措置事業の改正について

1. 改正目的

住宅手当緊急特別措置事業は、リーマンショック後の失業者対策として、緊急的に講じた措置であるが、第2のセーフティネットとしての機能を果たしている一方で、その後も生活保護受給者が増加している状況にあり、生活困窮者の就労自立を支援する策を引き続き講じる必要がある。

そのため、新たな就労支援策と併せて給付する形態とするなど、より効果的な就労自立支援を実施することにより、第2のセーフティネットとしての機能を高めていく。

2. 改正事項（要領に記載）

① 名称：

（現行）住宅手当緊急特別措置事業 → （改正後）住宅支援給付事業

② 離職時期：

（現行）平成19年10月1日以降に離職した者 → （改正後）申請時に離職後2年以内の者

③ 年齢制限：

（現行）制限なし → （改正後）申請時に65歳未満の者

④ 就職活動要件：

（現行）就職活動要件

- (1) 毎月1回以上、公共職業安定所へ出向いて職業相談を受けること
- (2) 毎月2回以上、各地方自治体の支援員等による面接等の支援を受けること
- (3) 原則週1回以上、求人先へ応募を行う、又は求人先の面接を受けること



（改正後）就職活動要件

- (1) 毎月2回以上、公共職業安定所へ出向いて職業相談を受けること
- (2) 毎月4回以上、各地方自治体の支援員等による面接等の支援を受けること
- (3) 原則週1回以上、求人先へ応募を行う、又は求人先の面接を受けること

⑤ 新たな就労支援策：（新規事項）

原則として、受給者は次のいずれかの支援を受けるものとする。（例外：利用者自身の就職活動で就職が可能と判断される場合）

- (1) 日常・社会生活支援
- (2) 生活保護受給者等就労自立促進事業（仮称）（現行の「福祉から就労」支援事業）

⑥ 支給期間：

（現行）原則6ヶ月間が上限。一定の条件を満たす場合は、3ヶ月間延長可能。

→ （改正後）原則3ヶ月間が上限。一定の条件を満たす場合は、3ヶ月間延長可能。

さらに、日常・社会生活支援又は、生活保護受給者等就労自立促進事業（仮称）を継続している場合は、3ヶ月間に限り再延長可能。

※一定の条件とは、受給中の就労活動要件の遵守及び延長申請時に支給要件を満たしていること。

3. 改正時期

・上記2の⑤以外の改正については、平成25年4月以降の申請者より実施。

・⑤については、平成25年7月以降の申請者より実施。

※申請時の要領に基づいて各々実施（経過措置あり）

第3 地域福祉の推進等について

(地域福祉課、生活困窮者自立支援室、総務課)

1 地域福祉の推進について【P56 (参考資料1～7) 参照】

(1) 孤立死防止対策の推進について

孤立死の問題については、地域住民が互いに支え合ういわゆる地域力の低下や生活に困窮された方の情報が行政機関に提供されにくいことなど様々な要因があることから、昨年、

- ① 生活困窮者の情報の一元化や関係者間の連携強化
- ② 民間事業者等と連携する上で課題となる個人情報の取扱いにつき、個人情報保護の適用外となる場合の理解促進（電気・ガス事業者を所管する資源エネルギー庁や、個人情報保護法を所管する消費者庁と連携し再周知）
- ③ 地域の見守り等の取り組みの先進事例の紹介や関係補助金の優先採択
- ④ 住宅供給事業者等と自治体との連携推進

などを盛り込んだ総合的な通知を発出し、孤立死防止対策の推進をお願いしたところである。

通知の発出後、各地域においてライフライン事業者等との連携協定の締結などの取り組みを進めていただいているところであるが、引き続き、連携体制の構築等にご尽力いただくとともに、未だ連携体制が未整備の地域おかれては早期な対応をお願いしたい。

(参考) 関係通知

- ・平成24年2月23日付社会・援護局長通知
「生活に困窮された方の把握のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化の徹底について」（社援発0223第3号）
- ・平成24年5月11日付社会・援護局地域福祉課長通知
「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について」（社援地発0511第1号）
- ・平成24年7月31日付厚生労働省社会・援護局地域福祉課、国土交通省住宅

(2) 地域コミュニティ復興支援事業（東日本大震災関係）について

「地域コミュニティ復興支援事業」は、東日本大震災の影響により弱体化した地域のコミュニティを再構築し、地域で孤立する恐れのある方への生活相談や交流の場、居場所づくり、見守り等の支援を面的に行うためのものであり、被災地や避難先の自治体に対する補助事業（基金事業）である。

本事業については、平成24年度経済対策第2弾において、基金の積み増しを行うとともに実施期限を平成25年度末までとしているので、引き続き本事業を活用の上、継続的な支援をお願いしたい。なお、生活支援相談員や民生委員といった支援者への精神的なサポートについても事業の対象となっているので、配慮願いたい。

(3) 地域福祉関連事業の集約化（「セーフティーネット支援対策等事業費補助金」）について

セーフティーネット支援対策等事業費補助金のメニューのうちの地域福祉関連事業については、従来から個別事業毎に支援を行ってきたところであるが、これからの地域づくりの支援として、既存の地域福祉関連事業の連携を強化し効率的かつ効果的な事業として推進していくため、平成25年度予算（案）においては、地域福祉関連事業の集約化を行うこととしている。

具体的には、従来の「地域福祉等推進特別支援事業（推特）」、「日常生活支援事業」、「安心生活創造事業」の内容を見直し、新しく、「安心生活基盤構築事業」、「地域資源・人材育成支援事業」、「地域福祉等推進特別支援事業」に組み替えることとしている。

なお、これにより新しい「地域福祉等推進特別支援事業」は、熱中症対策（猛暑、節電時）など、地域における今日的課題の解決のための先駆的取り組みの支援に重点化することとなるので、ご留意願いたい。

地域福祉等推進特別支援事業等の集約化のイメージ

(「セーフティーネット支援対策等事業費補助金」)

<p style="text-align: center;">平成24年度 セーフティ補助金</p> <p>地域福祉等推進特別支援事業(推特)</p> <p>①先駆的・試行的事業<1/2> 〔実施主体:自治体、民間団体〕 地域における今日的課題の解決をめざす事業</p> <p>②地域福祉活性化事業<1/2> 〔実施主体:市町村〕 ・「拠り所」作り支援、地域づくりコーディネーターの配置、ケース支援調整会議の開催支援 ・生活不安定者に対する自立支援</p> <p>③地域人材活用支援事業<1/2> 〔実施主体:自治体〕 ・貢献活動希望者を支援活動に結びつけるコーディネーターの配置、養成</p> <p>日常生活自立支援事業<1/2> 〔実施主体:都道府県社協・指定都市社協〕 ・判断能力が不十分な者に対して、福祉サービスの利用の関する援助等を行うことにより、地域において自立した生活が送れるよう支援する。</p> <p>安心生活創造事業<定額> 〔実施主体:市町村〕 見守りや買い物支援などの基盤支援を必要とする方々のニーズ把握、自主財源創出の仕組み作りを行う。</p>	<p style="text-align: center;">平成25年度(案) セーフティ補助金</p> <p>安心生活基盤構築事業<定額、一部1/2> 〔実施主体:市町村、都道府県社協・市町村社協〕</p> <p>①安心生活創造事業<定額></p> <ul style="list-style-type: none"> ○基本事業 ・抜け漏れのない実態把握事業 ・生活課題検討・調整事業 ・抜け漏れのない支援実施事業 ・地域支援活性化事業 ・自主財源確保事業 ・住民参加型まちづくり普及啓発事業 ○選択事業 ・福祉横断的相談支援事業 ・福祉横断的包括的サービス提供事業 ・権利擁護推進センター等事業 <p>②日常生活自立支援事業<1/2> 〔実施主体:都道府県社協・指定都市社協〕</p> <p>地域資源・人材育成支援事業<1/2> 〔実施主体:自治体、民間団体〕 ・ボランティアセンターの設置・運営費 ・地域福祉コーディネーターの養成 ・ボランティアセンター、NPO等のネットワーク作り</p> <p>地域福祉等推進特別支援事業(推特)<1/2> 〔実施主体:自治体、民間団体〕 地域における今日的課題の解決をめざす事業</p>
---	--

(4) 「安心生活基盤構築事業」の創設等について

ア 「安心生活基盤構築事業」の創設について

「安心生活創造事業」については、平成21年度から3年間のモデル事業を実施し、昨年8月に事業の成果や課題、提言などが「安心生活創造事業成果報告書」としてとりまとめられたところである。平成25年度予算(案)においては、本モデル事業でみてきた成果・課題等を反映させたものとして、これまでの地域福祉関連事業を総合化した「安心生活基盤構築事業(仮称)」を創設することとしている。

本事業については、「安心生活創造事業」を基本として、権利擁護の推進や福祉横断的な相談窓口の設置など、総合的な地域福祉推進施策として、主に地域のモデル的な地区における取り組みを支援していくものである。

具体的には、これまでの「安心生活創造事業」をベースとした地域福祉の推進に必要な基盤的な事業を「基本事業」として位置づけ、さらに高齢、障害といった種別を問わない相談支援体制の構築や、地域における権利擁護の推進の中核となるセンターの設置等、地域福祉を総合的に展開していくための事業を「選択事業」として実施することとしている。

また、権利擁護推進の観点から、後述する「日常生活自立支援事業」についても、本事業の一環として実施することとしている。

事業の全体像については、参考資料3のとおりとなっているので参照されたい。

安心生活基盤構築事業（案）

（1）安心生活創造事業

○実施主体：市区町村

○補助率：定額（@1,000万円（人口規模に応じて増額）、選択事業を実施する場合は
+@1,000万円）

○事業内容

①基本事業

- ・ 抜け漏れのない実態把握
 - ・ 社会的な孤立者等の所在及びニーズ把握
- ・ 抜け漏れのない支援の実施
 - ・ 買い物支援等の生活支援サービスやサロン等の居場所づくりの実施
 - ・ 地域福祉の調整役(コーディネーター)の配置 等
- ・ 自主財源の確保
 - ・ 寄付や物販等を通じた財源の確保
- ・ 住民参加を促進するための普及啓発
 - ・ 参加を促すイベントや研修による人材確保 等

②選択事業（基本事業の上乗せとして実施）

- ・ 高齢・障害等を問わない福祉横断的な相談支援体制の構築
- ・ 多機能型・双方向型の包括的サービス拠点の設置
- ・ 権利擁護の包括的な取組を行う権利擁護推進センターの設置 等

○5年間の有期補助（補助単価は逡減）

○平成25年度は100市区町村（170校区）程度を対象

（2）日常生活自立支援事業

○日常生活自立支援事業

判断能力の不十分な者への契約等の支援

○実施主体：都道府県・指定都市社会福祉協議会

○補助率：1/2

なお、詳細な事業内容については追ってお示しすることとしているが、公営住宅等集合住宅における孤立防止など都市部における社会的孤立の防止や、過疎地域における集落維持のための生活支援の実施など、今後の地域再生に欠かせない事業でもあるので、積極的な事業実施を管内市区町村へご周知願いたい。

イ 「地域資源・人材育成支援事業」の創設について

東日本大震災時のボランティア等の活躍などから、地域におけるインフォーマルな活動の推進が強く求められていることから、平成25年度予算(案)においては、ボランティア等の地域のインフォーマルな福祉の担い手や地域福祉コーディネーター等の人材育成や活動の支援を行い、大規模災害に備えた平常時からの支援体制の構築を図るなどの「地域資源・人材育成支援事業」を創設することとしている。

地域資源・人材育成支援事業の概要

【実施内容】

下記①から④のいずれかの事業を実施するものとする。

①人材育成事業

地域のインフォーマルサービスの担い手やコーディネーターを養成するための研修等を実施する。

②需給マッチング事業

インフォーマルな担い手情報と、地域の支援ニーズ情報のマッチングを実施する。

③ネットワーク構築・普及啓発事業

NPOやボランティアセンター等の横の連携関係を構築するため、ネットワーク会議や協働イベント等を実施する。また、ボランティア活動の底上げや、継続的な活動を推進するため、地域住民等を対象とした講座の開設(福祉教育の実施)やイベント等を実施する。

④災害ボランティア活動支援事業

大規模災害の発生等に備え、ボランティア等の人材養成、災害ボランティアセンターの設置運営体制の検討等を実施する。

【実施主体】 都道府県、市区町村、社会福祉法人、NPO法人、公益法人 等

【補助率】 1/2

ウ 日常生活自立支援事業について

認知症高齢者の増加や精神障害者・知的障害者の地域生活への移行が図られ

る中、判断能力が不十分な方々の地域での生活を支える日常生活自立支援事業の普及が喫緊の課題である。しかし、本事業の実施状況をみると、年々、初回相談件数は増加している（昨年度は約127万件）ものの、各自治体における取り組みには依然大きな差が生じている状況にある。

事業の普及が不十分であれば、福祉サービスが適切に利用できないことによる健康状態の悪化や、消費者被害、経済的虐待の対象となるなど、地域で安心した生活を継続していくことが困難となると同時に、権利擁護の観点からも大きな問題となる。

（参考）

本事業の重要性と、住民に身近な市町村レベルでサービスを提供するための体制整備の必要性については、「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」（平成20年3月）の報告書や「認知症の医療と生活の質を高める緊急プロジェクト」の報告書（平成20年7月）において指摘されている。

こうしたことから、平成25年度予算（案）においては、本事業の実施を「安心生活基盤構築事業」の1事業として位置づけ、引き続き、事業の相談窓口である基幹的社会福祉協議会の全市整備を推進するとともに、専門員の業務量増加に対応するため、契約締結前の相談業務や成年後見制度への移行についても支援を行うこととしたところである。さらに、「安心生活基盤構築事業」の選択的事業として、これまでの日常生活自立支援事業で配置された専門員や相談員の業務を補助する者や、権利擁護の普及啓発等を実施する者の配置についても、これを補助対象とすることを予定している。

各都道府県・指定都市におかれては、本事業の重要性を十分に考慮の上、事業の更なる充実を図るための財源措置などに積極的にご対応願いたい。

（5） 寄り添い型相談支援事業について

本事業は、24時間365日つながる電話相談窓口を設置し、電話による相談を受けて悩みを傾聴するとともに、必要に応じ、面接相談や同行支援を実施して具体的な問題解決につなげる寄り添い支援を行うことを目的とした事業で

ある。平成24年度は(社)社会的包摂サポートセンターが実施者に選定され、「よりそいホットライン」として全国展開を図っているところである。

平成25年度予算(案)においても事業予算を計上しているところであり、あらためて事業実施者を公募・選定する予定である。

地域で課題解決のための寄り添い支援を行うに当たっては、多分野のNPOや行政機関等との連携が重要となるので、ご協力をお願いしたい。

(6) 地域福祉計画・地域福祉支援計画について

ア 計画の積極的な策定及び改定

市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画(以下、「地域福祉計画等」という。)は、自治体ごとの実情を踏まえた地域福祉の推進に極めて重要な計画であるが、市区部では9割弱が策定済み(策定予定含む)である一方、町村部では策定済み(策定予定含む)が5割に達しない状況である。

東日本大震災や昨今の孤立の問題化などから、地域の絆の必要性が再認識され、これまで以上に地域福祉の推進が求められていることから、地域福祉推進の拠り所となる計画の策定あるいは改定を進めていただきたい。

計画の策定に当たっては、厚生労働省のホームページにおいて、特に小規模な市町村を中心に優良事例を掲載しているのので、参考にさせていただくよう、管内市区町村に周知願いたい。

なお、前述した「安心生活基盤構築事業」では、地域福祉計画等の策定が住民参加を基本としていることから、住民による研究事業や地域住民への普及啓発に係る費用についても補助対象とすることとしているので、積極的な活用をお願いしたい。

イ 計画策定状況の全国調査の実施

地域福祉計画等の策定状況については、毎年調査を実施し、各自治体の取り組み状況を公表しているところであるが、本年も3月上旬に調査を実施する予定であるので、ご協力願いたい。

(7) 社会福祉協議会について

ア 社会福祉協議会との連携等について

近年、地域では少子高齢化や核家族化が進行する中、高齢者や児童等への虐待や孤立死の問題など、多様な生活課題が顕在化し、地域福祉の再構築が大きな課題となっている。こうした多様な生活課題には、行政が住民やボランティア等と協働して取り組んでいくことが重要であり、こうした活動を支える社会福祉協議会の役割はますます重要となっている。

このような状況の中、全国社会福祉協議会では、昨年10月に、『地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けた行動宣言やアクションプラン』として「社協・生活支援活動強化方針―地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けた社協活動の方向性―」を策定し公表している。

さらに近年は、東日本大震災や大雨等の災害の発生に伴い、社会福祉協議会が災害ボランティアセンターの立ち上げの中心となり、復旧に向けた活動の支援を行うなど、大きな役割を果たしているところである。

各自治体におかれては、今後とも社会福祉協議会との連携により、地域福祉活動や災害時の要援護者支援体制の構築等の一層の促進をお願いしたい。

また、前述のとおり、平成25年度予算（案）において、「地域資源・人材育成支援事業」を創設し、地域福祉のコーディネーターの養成や、大規模災害発生に備えた平常時からの支援体制の構築などを支援することとしているので、積極的に活用願いたい。

イ 市社会福祉協議会に対する監督権限の移譲について

従来からお知らせしているとおり、平成23年の社会福祉法の改正により、社会福祉法人の所轄庁について、都道府県から一般市に権限移譲されたことに伴い、一般市の社会福祉協議会であって、その行う事業が当該市の区域を越えないものについては、平成25年4月から当該市が所轄庁になるのでご留意願いたい。

(8) 民生委員について

ア 一斉改選の適切な実施等について

少子高齢化や核家族化が進行する中、地域においては、高齢者や児童等への虐待や孤立死の問題など、多様な生活課題が顕在化してきていることから、住民の立場に立って相談援助活動を行う民生委員・児童委員に期待される役割がますます大きくなっている。

本年1月の「社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書」においても、新たな生活困窮者支援制度の構築において、地域住民の実態を把握し、寄り添った支援を実践している民生委員・児童委員の果たす役割が期待されている。

こうした中、民生委員・児童委員は、本年12月に、3年ごとの一斉改選期を迎えるが、来る改選日に備え、円滑な手続きにご協力願いたい。

具体的には、これまで一斉改選ごとに発出していた選任要領（平成22年2月23日付雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長通知「民生委員・児童委員の選任について」（雇児発0223第1号、社援発0223第2号）については、平成22年10月の一部改正で恒久的な通知としており、現時点では改正の予定は無く、また、定数基準（平成13年6月29日付雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長通知「民生委員・児童委員の定数基準について」（雇児発第433号、社援発第1145号））、主任児童委員選任要領（平成13年11月30日付雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長通知「主任児童委員の選任について」（雇児発第762号、社援発第2115号））についても改正する予定は無いことから、従前の仕組みを前提として準備を進めていただきたい。

なお、詳細な事務スケジュールについては追ってお知らせすることとしている。

（参考）前回のスケジュール

・「民生委員・児童委員の選任（一斉改選及び随時）に係る調書等の提出について」（課長通知）平成22年2月23日発出（厚労省）

・各地方公共団体の定数報告、徽章必要数等調書（自治体→地方厚生局）

8月31日〆切

・推薦名簿、感謝状授与者の推薦（自治体→地方厚生局）

9月30日〆切

また、一斉改選において民生委員・児童委員の必要人数を確保できるよう、民生委員・児童委員制度について、地域住民や関係機関・団体等に理解を深めていただき、信頼関係を築いていくためのPR活動等に配慮願いたい。

(参考) 民生委員・児童委員の日：毎年5月12日

活動強化週間：毎年5月12日～18日

イ 民生委員法の一部改正（地域主権一括法）の動向について

① 第3次一括法案の状況等

地方分権改革推進委員会の第2次勧告を踏まえた民生委員法の一部改正については、第3次一括法案が昨年の衆議院解散に伴い廃案となったことから成立していない。

今後の動向については、平成24年11月30日に閣議決定された「地域主権推進大綱」において、今後の義務付け・枠付けの見直しの進め方として「第3次一括法案に盛り込まれた事項の実現を図る」とされていることから、今後一括法案が提出され、法改正が行われる予定である。

② 一斉改選との関係

仮に第3次一括法案に盛り込まれた内容で民生委員法が改正された場合には、関連通知の改正を行う必要があることや、一斉改選の手続きに影響が生ずる場合もある（平成25年12月の一斉改選自体の変更はない）ことから、適宜情報提供させていただくので、ご留意願います。

なお、本年12月の一斉改選に向けた準備については、当面、現行法による仕組みを前提として進めていただくようお願いする。

(参考) 民生委員法の改正内容（平成24年3月1日社会・援護局関係主管課長会議資料参照）

- ・ 民生委員の定数は条例に委任。条例制定の基準は「参酌すべき基準」とする。（第4条）
- ・ 都道府県知事の地方社会福祉審議会への意見聴取の義務の緩和（第5条第2項）
- ・ 民生委員推薦会の委員の資格及び資格毎の定数の廃止

ウ 民生委員への支援について

被災地の民生委員は、長期化する避難生活の中で、被災者への継続的な支援を行っていただいているところであるが、

- ・仮設住宅への入居などにより、広域的な活動を余儀なくされていること
- ・避難生活の長期化により生じる民生委員への精神的ケアが必要となっていること

などから、民生委員への支援が必要な状況となっている。

このため、被災地においては、「地域コミュニティ復興支援事業」等を活用し、民生委員への継続的な支援を行うようお願いしたい。

また、一斉改選後に、各自治体において新任民生委員等に対する研修を行うに当たっては、経験年数や役職等に応じた体系的な研修を実施するなど、専門性を担保できる継続的な支援に配慮されたい。

なお、全国民生委員児童委員連合会において、体系的な研修プログラムを作成中であり、プログラムが完成した際には、情報提供することとしているので適宜参照されたい。

エ 民生委員への個人情報の提供について

自治体によっては、個人情報提供に過度に敏感な考え方をするなどにより、民生委員・児童委員の活動のベースともなる要援護者の情報が適切に提供されていないとの声があることを受け、昨年「自治体から民生委員・児童委員への個人情報の提供に関する事例集について」（平成24年7月17日付事務連絡、参考資料7参照）を発出しているため、適宜活用の上、民生委員・児童委員の活動に必要な情報を適切に提供することについて、ご配慮願いたい。

2 生活福祉資金貸付制度について

(1) 生活福祉資金貸付制度の周知と適正な運営について

【P 6 4（参考資料8）参照】

生活福祉資金貸付制度については、生活困窮者が増加する中、生活困窮者の経済的な自立助長を図る上で有用な支援策の一つである。引き続き管内住民に対する周知にご協力をお願いしたい。

また、本制度は、公費による貸付制度であり、償還が不能となった場合、結果として公費で補てんされることになることから、貸付原資の適正な運用が強く求められるものである。このため、貸付と償還が可能な限り循環していくことができるよう、借受希望者の就労状況等を勘案して償還可能性を適切に見極めるとともに、償還に向けた取組みを十分に行うことが重要である。

こうした趣旨を踏まえ、引き続き適正な制度運営が図られるよう、ご協力をお願いしたい。

なお、総合支援資金等の貸付に係る相談支援体制の充実に要する経費については、「緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）」で措置しているところであるが、同基金の事業実施期間については、平成24年度経済対策第2弾において、平成25年度末まで延長されているので、有効に活用されたい。

(2) 暴力団員等による不正利用対策について

生活福祉資金及び臨時特例つなぎ資金の貸付に係る不正利用対策については、平成22年8月6日付け地域福祉課長通知「生活福祉資金の適正な貸付の実施について」（社援地発0806第1号）を踏まえ、社会福祉協議会が警察等関係機関と円滑な連携が図られるよう必要な支援を行うようお願いしているところである。

暴力団員等への対応は、警察と社会福祉協議会とが連携して対応することが重要であり、都道府県からも警察に協力を求めるなど、警察からの必要な協力を得られるよう引き続き支援願いたい。

3 ホームレス等への支援について

(1) ホームレス特別措置法の期限延長について

厚生労働省では「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（以下「法」という。）及び法に基づく「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、福祉、雇用等の各分野にわたって施策を総合的に推進してきたところである。

法については10年間の有効期限が定められていたところであるが、平成24年6月に、ホームレスの自立の支援等に関する施策を引き続き計画的かつ着実に推進するため、その期限を5年間延長する一部改正法案が全会派一致により可決成立し、公布・施行されたところである。

各自治体におかれては、引き続き、法を踏まえ、総合相談事業、生活相談・指導、職業相談、健康診断等を行う自立支援事業の実施など、NPO、社会福祉法人等の民間団体との連携・協力の下、事業の推進を図らきたい。

(2) ホームレス等貧困・困窮者の「絆」再生事業について

ホームレスはもとより、職と住まいを失うなどホームレスとなるおそれのある貧困・困窮者を対象とした「ホームレス等貧困・困窮者の『絆』再生事業」については、「緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）」により予算措置を行っているところであるが、平成24年度経済対策第2弾において、同基金の積み増しとあわせ、事業実施期間を平成25年度末まで延長したので、有効に活用されたい。

(3) 「基本方針」の見直しについて

厚生労働省では、法の規定に基づき、平成20年7月に基本方針（国土交通省との共管）を策定し、以後、総合相談事業や自立支援事業などの事業を推進し、ホームレスの自立を支援してきたところである。

本基本方針の運営期間は5年間となっており、平成25年7月30日に期間を満了することから、現在、その見直しの取り扱いについて検討を行っているところである。

今後、適宜情報提供することとしているので、ご了承ください。

《参考1》

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(平成14年法律第105号)(抄)

(基本方針)

第8条 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、第14条の規定による全国調査を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を策定しなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について策定するものとする。

一 ホームレスの就業の機会の確保、安定した居住の場所の確保、保健及び医療の確保並びに生活に関する相談及び指導に関する事項

二 ホームレス自立支援事業(ホームレスに対し、一定期間宿泊場所を提供した上、健康診断、身元の確認並びに生活に関する相談及び指導を行うとともに、就業の相談及びあっせん等を行うことにより、その自立を支援する事業をいう。)その他のホームレスの個々の事情に対応したその自立を総合的に支援する事業の実施に関する事項

三 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援に関する事項

四 ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項、生活保護法による保護の実施に関する事項、ホームレスの人権の擁護に関する事項並びに地域における生活環境の改善及び安全の確保に関する事項

五 ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項

3 (略)

《参考2》

「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」(平成20年厚生労働省・国土交通省告示第1号)(抄)

第3 ホームレス対策の推進方策

5 基本方針のフォローアップ及び見直し

本基本方針については策定後5年を目途に見直しをすることとする。

(1) 本基本方針の運営期間は、5年間(平成20年7月31日から平成25年7月30日まで)とする。

ただし、特別の事情がある場合には、この限りではない。

- (2) 5年間の運営期間が経過した際には、基本方針の見直しを行うこととなるが、見直しに当たっては、運営期間の満了前に基本方針に定めた施策についての政策評価等を行う。

この政策評価等は、ホームレスの数、野宿生活の期間、仕事や収入の状況、健康状態、福祉制度の利用状況等について、再度実態調査を行い、この調査結果に基づき決定する。

- (3) 評価結果については、関係者や有識者等の意見を聴取するほか、公表することとする。

- (4) 実態調査の結果や関係者、有識者等の意見については、基本方針や各種施策の在り方についての見直しに際して参考にするとともに、必要に応じて、地方公共団体、民間団体等からの意見も聴取する。

(4) ホームレスの実態に関する全国調査について

ア 平成24年調査について

平成24年1月に実施したホームレスの実態に関する全国調査については、同年4月に概数調査結果及び生活実態調査の単純集計結果を公表し、さらに、生活実態調査については、有識者、地方公共団体、民間支援団体で構成される「ホームレスの実態に関する全国調査検討会」（座長：岩田正美日本女子大学教授）において、詳細な分析を行い、同年12月に「平成24年ホームレスの実態に関する全国調査検討会報告書」を公表したところであるので、各自治体による事業の実施に当たっては本報告書も活用されたい。

イ 平成25年調査について

法及び基本方針に基づき実施される施策の効果を継続的に把握するため、概数調査については、来年度も実施する予定（平成26年1月を予定）であり、平成25年度予算（案）に当該調査に係る所要の予算を確保したところであるので、引き続き、ご協力願いたい。

4 矯正施設退所者の地域生活定着支援について

矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院）退所者のうち、高齢又は障害を有する者については、福祉的支援が必要であるにもかかわらず、必要とする福祉サービス等を受けていない人が少なくない状況や、親族等の受入先を得られないまま矯正施設を退所する高齢者、障害者も数多く存在することが明らかになっている。

このため、平成21年度から「地域生活定着支援事業」（現：「地域生活定着促進事業」）を実施し、矯正施設に入所中の段階から、福祉サービス等につなげる支援を実施する「地域生活定着支援センター」を各都道府県に整備している（平成23年度末に全国47都道府県に整備完了）。

平成24年度からは、「地域生活定着支援センター」の業務を矯正施設退所後のフォローアップ、相談支援まで拡大・拡充し、「地域生活定着支援センター」と保護観察所が協働して、入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施することが可能となった。平成25年度には、各都道府県において、センターの体制についてさらなる強化を図るとともに、矯正施設退所者の受入先となる福祉施設等の関係機関とのネットワーク構築に努め、より積極的な取り組みの推進をお願いしたい。

（参考）

1 事業内容

平成23年度まで、矯正施設入所中から帰住先を調整する①コーディネート業務を中心に実施してきたが、平成24年度からは矯正施設退所後の地域への定着をより促進するため、②フォローアップ業務、③相談支援業務を強化・拡充して実施。

① コーディネート業務

保護観察所からの依頼に基づき、矯正施設の入所者を対象として受入先となる社会福祉施設等のあっせんや福祉サービスの申請支援等を行う。

② フォローアップ業務

矯正施設退所後、矯正施設退所者を受け入れた施設等に対し、処遇上の助言を行い、また対象者のケア会議を開催し、退所後の支援について協議するなど必要

な支援を行い、矯正施設退所者の施設等への定着を図る。

③ 相談支援業務

矯正施設退所者等に対し、地域の福祉サービス等の利用に関して、本人又はその関係者からの相談に応じ、面接、助言、訪問などその他必要な支援を行い、地域への継続的な定着を図る。

2 平成25年度予算案の概要

- 「セーフティネット支援対策等事業費補助金（250億円）」のメニュー事業として実施。
- 実施主体：都道府県（社会福祉法人、NPO法人等に運営委託可）
- 補助率：定額（10／10相当）
- 補助単価：1か所当たり2,500万円

5 ひきこもり対策について

厚生労働省では、従来から、精神保健福祉、児童福祉、ニート対策において、ひきこもりを含む相談等の取り組みを行ってきたが、

- ① ひきこもりに特化した相談窓口がないため、本人や家族が十分相談できずにいるのではないか、
- ② 関係機関のネットワークがまだ十分に形成されていないのではないか、
- ③ 本人又は家族に、ひきこもり施策等の必要な情報が届いていないのではないかなどの課題に対応するため、平成21年度から「ひきこもり対策推進事業」を実施し、ひきこもりに特化した専門相談窓口としての機能を有する「ひきこもり地域支援センター」を各都道府県・指定都市に整備することとした。

このセンターは、ひきこもり状態にある本人や家族が、地域の中でまずどこに相談したらよいかを明確にすることによって、より支援に結びつきやすくすることを目的としたものであり、本センターに配置されるひきこもり支援コーディネーターを中心に、地域における関係機関とのネットワークの構築や、ひきこもり対策にとって必要な情報を広く提供する役割を担うものである。

センターの設置数は、平成24年度中に新たに5か所設置され、合計38か所になっている。都道府県・指定都市におかれては、各自治体へのセンターの設置や体制強化など、ひきこもり対策のより一層の充実を図ることについて、積極的な取り組みをお願いしたい。

また、ひきこもりに関しては、ひきこもりの長期化・高齢化や、それに伴うひきこもりを抱える家族や本人からの多様な相談にきめ細かく対応できていないのではないかと、当事者による支援（ピアサポート）や訪問などが十分に行われていないのではないかと、等の課題がある。

従来から、ひきこもり等の状態にある児童（18歳未満）及びその家庭に対しては、雇用均等・児童家庭局において、「ふれあい心の友訪問援助事業」が実施されており、大学生等（メンタル・フレンド）を派遣し、支援を行ってきたところであるが、ひきこもりの高齢化に伴い、支援対象の範囲の拡大が求められているところである。

そのため、平成25年度より、地域に潜在するひきこもりを早期に発見し、ひきこ

もりを抱える家族や本人に対するきめ細かな支援が可能となるよう、継続的な訪問支援等を行う「ひきこもりサポーター」（ひきこもりを抱える家族等の当事者（ピアサポート）等含む）を養成し、派遣する事業を新たに行う。

都道府県・指定都市におかれては、本事業をご活用いただくとともに、管内市町村に対して事業の積極的な活用を働きかけいただくよう、お願いしたい。

(参考)

1 事業内容

【ひきこもり地域支援センター設置運営事業】（既存事業）

① 第一次相談窓口と訪問相談支援の業務

ひきこもり本人、家族からの電話・来所・訪問等による相談に応じるとともに、本人の状態に応じて、医療・教育・労働・福祉などの適切な関係機関へつなげる。

また、家族からの要請等により、巡回訪問などのアウトリーチを実施する。

② 他の関係機関との連携

本人の状態に応じた適切な支援を行うため、関係機関からなる連絡会議を設置し、情報交換等各関係機関間で恒常的な連携を図る。

③ 情報発信

リーフレットの作成等により、ひきこもり問題に対する普及啓発を図るとともに、地域におけるひきこもりに係る関係機関・事業紹介などの情報発信を行う。

【ひきこもりサポーター養成研修・派遣事業】（新規事業）

① 養成研修事業

ひきこもり地域支援センター等で、「ひきこもりサポーター」養成研修や研修修了者の情報管理等を実施する。

② 派遣事業

ひきこもりを抱える家族や本人へ「ひきこもりサポーター」を派遣する。

2 平成25年度予算案の概要

- 「セーフティネット支援対策等事業費補助金（250億円）」のメニュー事業として

実施。

○ 実施主体：

- ・ひきこもり地域支援センター設置運営事業：都道府県・指定都市
- ・ひきこもりサポーター養成研修事業：都道府県・指定都市
- ・ひきこもりサポーター派遣事業：市町村（特別区含む）

（いずれも、社会福祉法人、NPO法人等に運営委託可）

○ 補助率：1／2

○ 1か所当たり事業費：

- ・ひきこもり地域支援センター設置運営事業：1,000万円
（児童期・成人期併設型は2,000万円）
- ・ひきこもりサポーター養成研修事業：検討中
- ・ひきこもりサポーター派遣事業：検討中

孤立死防止対策について

孤立死防止対策の方向性

- 孤立防止あるいは早期発見のための仕組みを、ライフライン事業者なども含めた民間事業者等と連携し、地域の実情に応じて構築
- 国としては、総合的な取組の推進、先進事例の情報収集・発信、見守り体制の構築等のための補助事業による支援等を実施

これまでの対策

平成24年5月に通知

【① 情報の一元化】<平成24年2月に通知>
自治体の福祉担当部局に情報の一元化を要請

【② 関係団体との連携強化】<平成24年2月に通知>
高齢者団体・障害者団体・民生委員等に福祉部局との連携強化を依頼

【③ 個人情報保護の適用外の理解促進】
福祉部局との連携等に際し、個人情報の提供が制限されない場合等についてライフライン事業者へ通知

【④ 地域づくりの推進等】
○自治体の優良事例の紹介
○孤立死事案の、自治体での検証状況の情報提供
○孤立死対策に有効な自治体の先進的な取組に対して、国庫補助を実施

【⑤ 有識者による検討】
安心生活創造事業推進検討会等で議論(5月8日)の上、安心生活創造事業成果報告書(8月公表)に反映

【⑥ 民生委員への個人情報提供事例の紹介】
自治体から民生委員への個人情報提供に関する事例集を作成(7月17日事務連絡発出)

【⑦ 住宅供給事業者等との連携】
住宅供給事業者等との連携推進の方策について通知(7月31日国交省、厚労省の連名通知)

今後の取組

①平成24年5月及び7月通知に基づく総合的な取組の推進

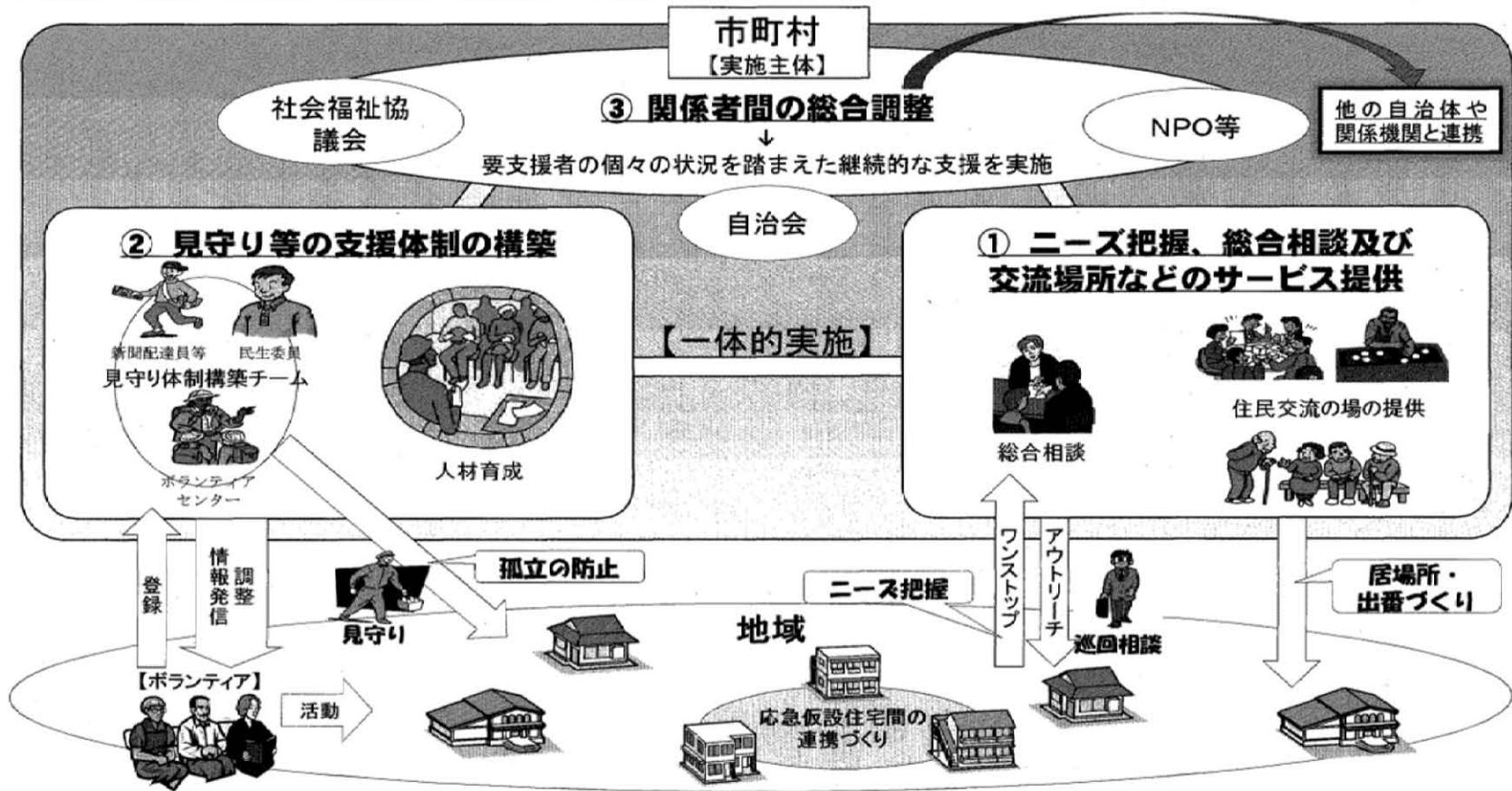
②今後も、先進的な取組事例等情報収集し、広く周知

③「安心生活基盤構築事業」(平成25年度予算(案))による支援

事業期間:平成25年度末まで	地域コミュニティ復興支援事業 (社会的包摂・「絆」再生事業の一部)	予算額:70億円 平成23年度第3次補正予算:40億円 平成24年度予備費:30億円
----------------	---	--

高齢者、障害者や離職を余儀なくされた若年層などが地域とのつながりを持ち続けることができるよう、次の取り組みを柱として一体的に実施し、地域内の面的支援を行い、地域コミュニティの復興支援を図る。(県外避難者への支援も対象)

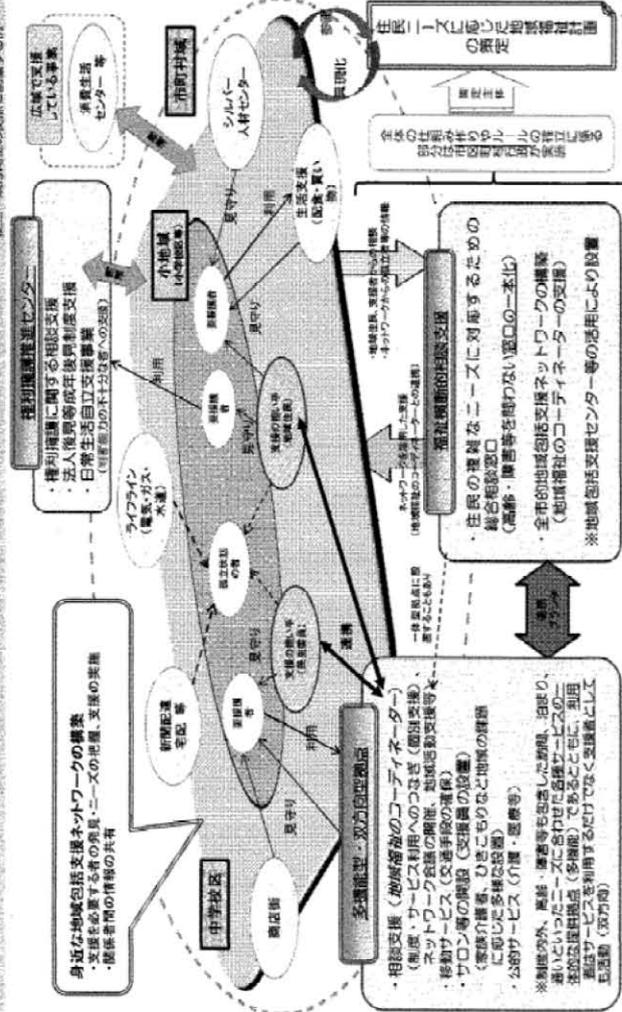
- ①住民のニーズ把握、総合相談及び交流場所などのサービス提供 ②見守り等の支援体制の構築 ③関係者間の総合調整



安心生活基盤構築事業

○ 住民参加による地域づくりを通して、地域住民の社会的孤立を防止、誰もが社会との「絆」を感じながら、安心して生活できる基盤を構築していくため、「安心生活創造事業」の基本理念（抜け漏れの無い把握、漏れのない支援、自主財源の確保）を引き継ぐとともに、これまでの安心生活創造事業の成果・課題を踏まえ、分野横断的な相談支援体制の構築や権利擁護の推進等を実施する総合的な取組へと拡充して実施。（平成25年度予算額（案）：セーフティネットワーク支援対策等事業費（250億円）の内数）

地域における社会的孤立防止体制の構築イメージ（※注：双方関係の構築に配慮する所）



安心生活創造事業成果報告書（H24. 8）※平成21年度～23年度のモデル事業の成果・課題等を収録
 【今後重要と考えられる取組み】
 ①社会的孤立を防止するための住民間様々な多様な主体との連携・協働 ②総合的な相談支援体制の確立
 ③地域福祉計画の策定 ④契約支援・権利擁護の必要性 ⑤要援護者も社会参加・自己実現できる仕組み

事業概要（案）

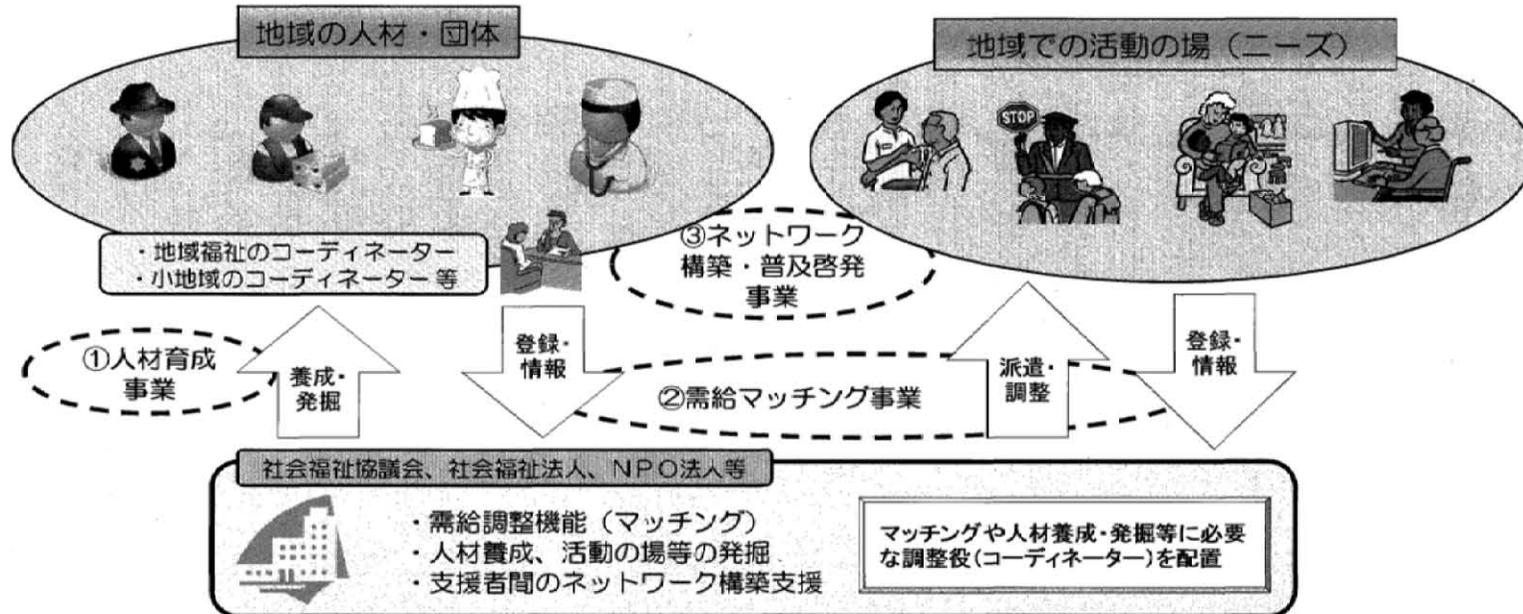
(1) 安心生活創造事業
 ○実施主体：市区町村
 ○補助率：定額（@1,000万円（人口規模に応じて増額））
 ○事業内容
 ①基本事業
 ・抜け漏れのない事態把握
 ・社会的な孤立者等の所在及びニーズ把握
 ・抜け漏れのない支援の実施
 ・買い物支援等の生活支援サービスやサロン等
 ・地域福祉の調整役（コーディネーター）の配置等
 ・自主財源の確保
 ・寄付や物販等を通じた財源の確保
 ・住民参加を促進するための普及啓発
 ・参加を促すイベントや研修による人材確保等
 ②選択事業（基本事業の上乗せとして実施）
 ・高齢・障害等を問わない福祉横断的な相談支援体制の構築
 ・多機能型・双方向型の包括的サービス拠点の設置
 ・権利擁護の包括的な取組を行う権利擁護推進センターの設置等
 ○5年間の有期補助（補助単価は適減）
 ○平成25年度は100市区町村対（170校区）程度を対象

(2) 日常生活自立支援事業
 ○日常生活自立支援事業
 判断能力の十分な者への契約等の支援
 ○実施主体：都道府県・指定都市社会福祉協議会
 ○補助率：1/2

地域資源・人材育成支援事業

- 地域におけるインフォーマル活動の機能強化を図るため、NPO等のインフォーマルな福祉の担い手養成や地域福祉コーディネーターの人材育成、活動の場に関する情報提供等を実施することにより、大規模災害発生時の活動支援等も含め、インフォーマルな活動の持続的な活動環境を整備する。
 (平成25年度予算額(案)：セーフティネット支援対策等事業(250億円)の内数)

地域におけるインフォーマル活動を推進していくための人材確保・活動支援のイメージ



※大規模災害に備え、災害ボランティアコーディネーターの育成、災害ボランティアセンター設置運営体制の検討等を実施(④災害ボランティア活動支援事業)

【実施主体】 都道府県・市区町村、社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO法人、公益法人等
 【補助率】 1/2

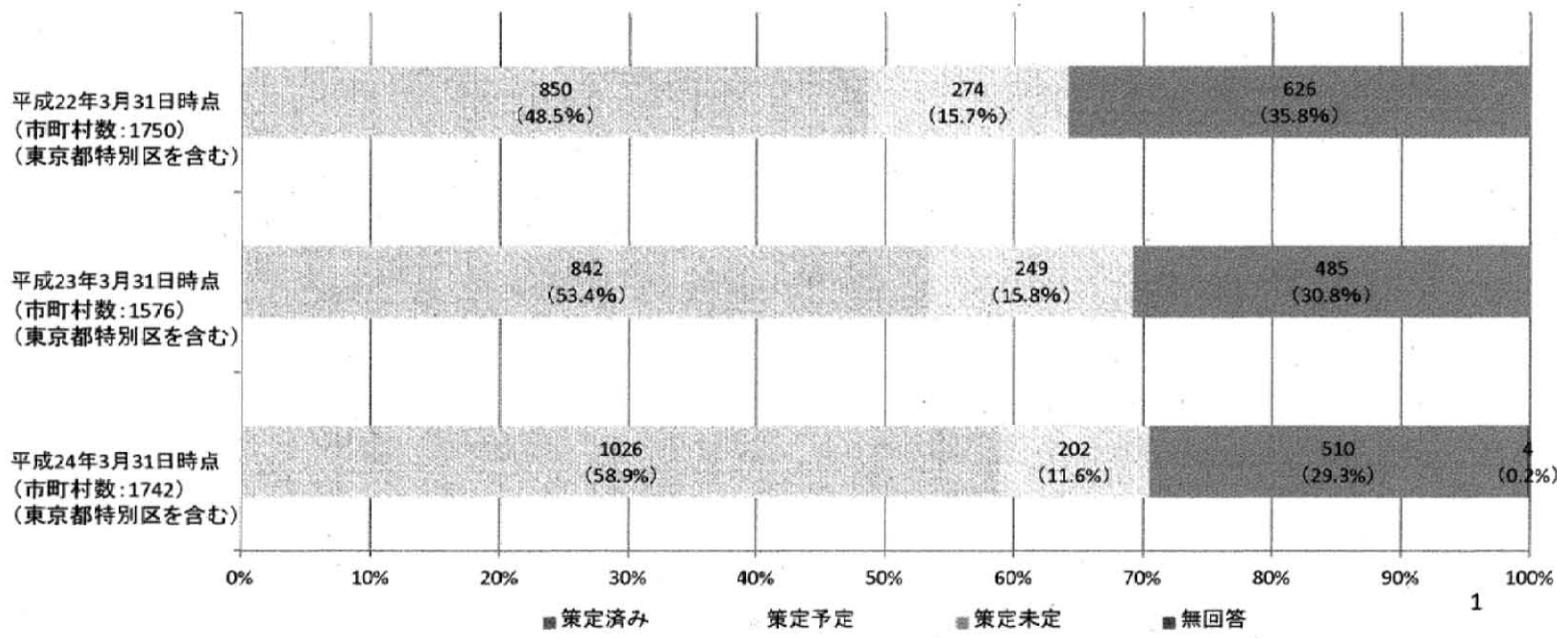
※①～④の事業は個別に実施することが可能

地域福祉計画策定状況等について

<p>I 市町村地域福祉計画策定状況等調査</p> <p>【調査の概要】</p> <p>○調査対象：1742市町村</p> <p>○回答数：1742市町村(回収率100.0%) (ただし一部のみ回答の市町村を含む)</p> <p>○調査時点：平成24年3月31日現在</p>	<p>II 都道府県地域福祉支援計画策定状況等調査</p> <p>【調査の概要】</p> <p>○調査対象：47都道府県</p> <p>○回答数：47都道府県(回収率100%)</p> <p>○調査時点：平成24年3月31日現在</p>
--	---

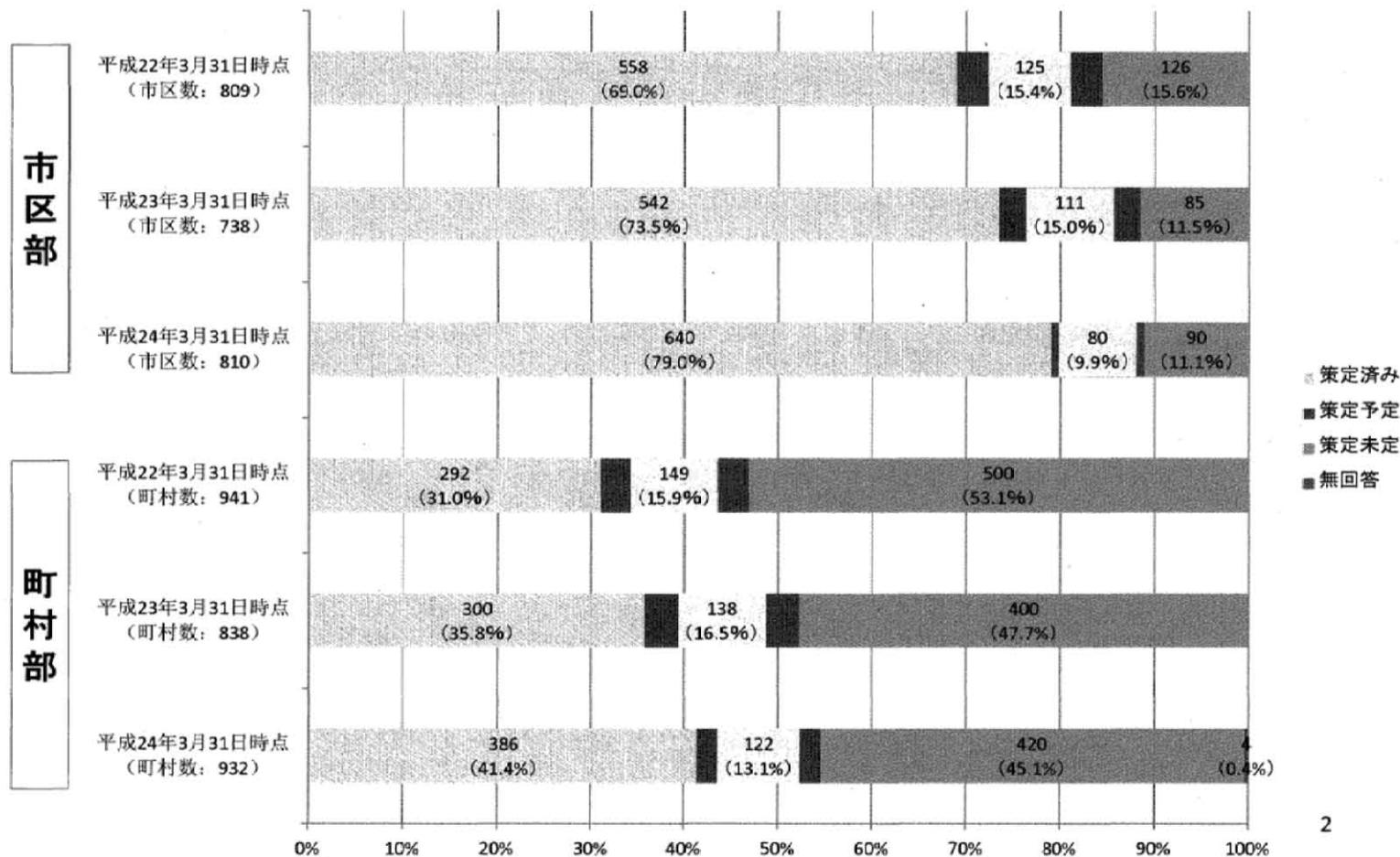
I-1. 市町村地域福祉計画の策定状況(前々回調査との比較)

○東日本大震災の影響により、22年度は宮城県、山形県、福島県、茨城県の全市町村、岩手県の一部市町村、23年度は福島県の一部市町村から回答を得ることができなかったため単純な比較はできないが、策定済み市町村は2年前より176ヶ所、全体に占める割合が10.4ポイント増加した。



I - 2. 市区部・町村部別の策定状況

○全体に占める策定済み率は両者とも2年前より10ポイント以上増加しているが、依然として約2倍の開きがあり、町村部全体では未だ45.1%が「策定未定」となっている。



社協・生活支援活動強化方針－地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けた社協活動の方向性－（概要版）

平成24年10月29日 全社協 地域福祉推進委員会

【方針策定の背景・目的】

これまでの社協活動の実績

- これまで社協は、一貫して、地域の様々な課題に対し、地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉施設、専門機関、ボランティア・NPO団体などと協力し、事業や活動を地域の実情に応じて展開し、さらに住民参加による地域福祉活動計画や地域福祉計画づくりなどを通じて、行政とのパートナーシップを構築し、地域福祉の推進を図ってきた。
 - ・小地域ネットワーク活動やふれあい・いきいきサロンなどの小地域福祉活動
 - ・ボランティア・市民活動センター事業や福祉教育などを通じた住民参加を推進
 - ・心配ごと相談事業やふれあいのまちづくり事業等を通じた総合相談活動
 - ・ホームヘルプサービスや食事サービスなどの在宅福祉サービスへの先駆的な取り組み
 - ・生活福祉資金貸付や日常生活自立支援事業における経済的困難者への支援や権利擁護の取り組み 等
- こうした長年の取り組みによって、先の社会福祉基礎構造改革では、地域福祉の推進が社会福祉の基本理念となり、社協はその中核的な推進主体としての位置づけが社会福祉法に明記。

今日的な地域福祉課題と社協の使命

- 地域における生活課題の深刻化と広がり
 - ・少子・高齢化の進行や働き方などの生活様式の変化に伴う地域社会や家庭の変容
 - ・経済情勢や雇用環境の厳しさの長期化等
- ↓
- ・孤立死や自殺、ひきこもりなどの社会的孤立、経済的困難や低所得、虐待や要介護法などの権利擁護など、地域における生活課題の深刻化、広がりが進む。

- 「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」を使命とする社協には、こうした今日の地域福祉の課題を受け止め、その解決に向けた取り組みを図ることが強く求められる。

策定の目的

- 現在の社協活動が、「地域住民が抱える今日的な生活課題の解決につながっているのか」ということを自ら真摯に点検し、事業や活動の強化を図るために、全国の社協が、これからの社協活動の強化の方向性を共有化することを目的とする。

【策定の経過】

- 平成24年5月17日
 - * 委員総会において、本年度の重点事業として「今日的な社協活動の理念や取り組みべき事業の方向性の提示」を位置づけ、「社協・生活支援活動強化方針（仮称）」の策定を進めることを決定。
- 平成24年6月～9月
 - * 常任委員会において協議。（企画小委員会において検討作業）
 - * 全国の社会福祉協議会へ意見募集（9月）
- 平成24年10月29日 常任委員会において取りまとめ・決定

【方針の構成・内容】（★別紙参照）

- 今日の地域における深刻な生活課題や孤立などの地域福祉の課題に応える社協活動の方向性と具体的な事業展開について『地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けた行動宣言』と『地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けたアクションプラン』として示す。

『地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けた行動宣言』

- 今日の地域福祉の課題解決に向けて、全国の社協役員がこれからの社協活動の方向性やあり方を共有するものとして、「あらゆる生活課題への対応」「相談・支援体制の強化」「アウトリーチの徹底」「地域のつながりの再構築」「行政とのパートナーシップ」の5項目にまとめる。

『地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けたアクションプラン』

- 『行動宣言』において示した社協活動の方向性やあり方を実現するために、既存事業の見直しや新たな取り組みの考え方や事業を示す。
- 『行動宣言』の実現に向けて求められる事業展開を「ステップ②」とし、「ステップ①」の実施に向けて当面必要とされる取り組みを「ステップ①」として整理。
- 各市区町村社協では、地域の実情や事業展開等の状況をふまえ、アクションプランに示された内容をチェック項目として今後の取り組みを検討・明確にし、実行する。
〔アクションプランの推進に向けた全社協及び都道府県社協の役割〕
 - 基盤整備に向けた国や自治体との協議や働きかけ。
 - 各市区町村社協における取り組み状況を把握し、職員研修や実践事例の提供などアクションプランの実施に向けた支援策の検討・実施。
 - 事業規模の小さな社協等における複数社協が協働した取り組みに対して必要に際した支援。

【方針策定にあたっての考え方】

①相談と支援の強化について

- 経済的困難等の福祉施策の最終責任は行政であるが、その背景にある社会的孤立や生活課題への対応は、まずは身近な地域で対応できる基盤づくりが重要。
- 市区町村社協は、これまでの住民参加の取り組みを基盤に、さまざまな関係機関との連携・協働のもと、地域住民が抱える生活課題を発見し、相談・支援につなげる機能を強化し、こうした取り組みを通じて福祉のまちづくりを展開。
- 先進市区町村における地域福祉コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカーの社協配置などの地域福祉施策の充実の推進。

②実現に向けた基盤整備について

- 各自治体における地域福祉の施策の基盤づくりを図ることが重要。厳しい地方財政のなかではあるが、行政と地域の生活課題の共有化を契機に、地域福祉計画と地域福祉活動計画との一体的策定などを通じて行政とのパートナーシップを構築し、基盤整備に取り組む。
- 厚生労働省において現在検討されている『生活支援戦略』によって、今後展開される生活困難者への新たな支援施策を踏まえ、アクションプランの実現や地域福祉の基盤整備に向けて行政や関係者等との協議を進めることが求められる。
- その一方、自らの使命をふまえ、地域のさまざまな関係者との協働や共同募金などの民間財源の活用や既存事業の改善を通じて社協らしい事業に積極的に取り組む。

自治体から民生委員・児童委員への個人情報の提供に関する事例集（平成24年7月）

- ・ 東日本大震災や所在不明高齢者問題等により、支援を必要としている人々を地域から孤立させない支援が求められ、民生委員・児童委員への期待が高まっていること
- ・ 民生委員・児童委員が地域で活動するにあたって、支援を必要とする人々の個人情報が民生委員等へ適切に提供されていないとの声があること
- ・ 平成22年度に行ったサンプル調査の結果から、民生委員・児童委員へ個人情報を提供していない市町村が存在すること

これらの背景から、本事例集を作成し、市町村から民生委員・児童委員へ必要な個人情報が適切に提供され、地域福祉活動が推進されることを期待。

事例

- 長野県民生委員活動と個人情報の取扱いに関するガイドライン
- 大分県中津市（定期的に担当地区内対象者一覧を配布）
- 東京都中野区（個人情報を共有可能な条例及び協定書を制定）
- 岩手県釜石市（行政からの情報提供及び提供方法を一覧化）
- 島根県松江市（高齢者世帯情報等を本人同意で提供）
- 福井県永平寺町（児童虐待等の情報を提供）
- 愛媛県松山市（行政把握の要援護者名簿を直接提供）
- 兵庫県たつの市（民生委員からの個別問い合わせに随時対応）

生活福祉資金の資金種別貸付決定状況

資金種類	H19		H20		H21		H22		H23	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
福祉費等	1,799 件	15.9 億円	1,736 件	14.9 億円	4,115 件	33.4 億円	5,066 件	39.3 億円	4,782 件	31.3 億円
緊急小口資金	1,514 件	1.0 億円	3,127 件	2.4 億円	15,590 件	13.3 億円	21,376 件	18.6 億円	81,587 件	106.7 億円
教育支援資金	6,732 件	54.5 億円	7,906 件	60.3 億円	13,139 件	93.0 億円	14,287 件	99.7 億円	14,047 件	94.0 億円
総合支援資金(H21.10～)					26,353 件	178.7 億円	41,344 件	262.2 億円	18,320 件	103.2 億円
離職者支援資金(～H21.9)	870 件	12.5 億円	1,610 件	23.0 億円	1,960 件	24.1 億円				
不動産担保型生活資金	141 件	24.6 億円	119 件	20.1 億円	127 件	21.0 億円	120 件	19.7 億円	93 件	14.2 億円
要保護世帯向け不動産担保型生活資金(H19.4～)	135 件	10.1 億円	367 件	24.9 億円	244 件	15.7 億円	238 件	16.8 億円	228 件	15.4 億円
計	11,191 件	118.4 億円	14,865 件	145.6 億円	61,528 件	379.2 億円	82,431 件	456.3 億円	119,057 件	364.8 億円

※ 各資金資金種類の貸付決定額は端数を四捨五入しているため、合計額は一致しない。

※ 平成23年度の福祉資金及び緊急小口資金については、東日本大震災の被災者に対する特例措置に基づく貸付を含む。なお、被災三県における緊急小口資金に係る特例措置の貸付件数は67,850件、貸付金額は95.6億円となっている。

生活福祉資金都道府県別貸付決定件数及び金額

NO.	都道府県	平成22年度		平成23年度	
		貸付決定件数	貸付決定金額 (千円)	貸付決定件数	貸付決定金額 (千円)
1	北海道	1,964	1,506,340	1,493	932,318
2	青森県	1,208	743,115	789	432,669
3	岩手県	3,038	1,354,125	3,615	1,313,801
4	宮城県	391	198,040	38,960	5,645,158
5	秋田県	840	531,244	671	355,899
6	山形県	949	515,906	1,142	563,123
7	福島県	1,645	634,679	25,831	3,905,900
8	茨城県	1,506	602,283	871	311,700
9	栃木県	659	423,858	661	286,952
10	群馬県	1,455	592,454	1,266	383,987
11	埼玉県	3,385	1,774,508	2,371	1,261,220
12	千葉県	6,627	3,888,174	4,380	2,103,837
13	東京都	9,145	6,531,898	5,397	4,118,751
14	神奈川県	2,777	1,467,778	1,639	758,984
15	新潟県	1,257	677,977	1,014	343,283
16	富山県	588	214,562	327	93,115
17	石川県	1,288	657,610	740	265,664
18	福井県	308	133,137	175	55,944
19	山梨県	117	34,257	116	28,334
20	長野県	813	273,584	450	162,950
21	岐阜県	987	340,879	509	160,470
22	静岡県	3,704	1,441,799	1,704	647,120
23	愛知県	2,455	1,128,053	844	332,040
24	三重県	1,159	478,903	890	323,394
25	滋賀県	1,236	931,035	668	400,383
26	京都府	3,711	1,879,126	3,203	1,435,751
27	大阪府	7,511	5,883,617	4,738	3,247,255
28	兵庫県	5,602	3,300,354	3,027	1,533,951
29	奈良県	608	284,992	386	155,676
30	和歌山県	165	117,336	89	62,214
31	鳥取県	333	128,937	309	88,997
32	島根県	280	137,374	260	128,513
33	岡山県	250	87,855	87	51,324
34	広島県	1,120	519,099	775	207,607
35	山口県	497	157,339	268	90,229
36	徳島県	210	189,943	106	83,871
37	香川県	996	394,591	460	120,954
38	愛媛県	504	244,122	321	139,306
39	高知県	526	338,163	477	309,381
40	福岡県	4,974	2,477,676	3,787	1,825,026
41	佐賀県	55	22,976	30	19,089
42	長崎県	1,067	632,410	777	504,703
43	熊本県	632	330,906	399	175,056
44	大分県	911	221,461	759	176,137
45	宮崎県	837	455,766	771	427,281
46	鹿児島県	553	147,765	456	110,527
47	沖縄県	1,588	603,096	1,059	404,667
	合計	82,431	45,631,102	119,067	36,484,511

「平成24年ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）報告書」の概要

本報告書は、平成24年1月に実施した「ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）」の結果について、「ホームレスの実態に関する全国調査検討会」において分析・検証を行ったもの。

《参考》「ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）」 ※単純集計した速報値は本年4月27日に公表。

- 本調査は、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づき、「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」の策定のため、概ね5年間に1回の頻度で実施。
- 全国（東京都23区、政令指定都市等）の1,373人（このうち有効回答数は1,326）のホームレス（※）に対し個別面接により調査。
※ 「ホームレス」… 都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所として日常生活を営んでいる者（ホームレス法第2条）。
- 主な調査項目として、路上での生活（路上生活の期間、仕事と収入の状況等）、路上生活までのいきさつ、今後望んでいる生活など。

* 「ホームレスの実態に関する全国調査検討会」【委員】※五十音順・敬称略。○は座長。

- | | | | |
|---------|----------------------------|---------|-------------------------|
| ○ 岩田 正美 | 日本女子大学人間社会学部教授 | 佐久間 裕章 | NPO法人自立支援センターふるさとの会代表理事 |
| 沖野 充彦 | NPO法人釜ヶ崎支援機構副理事長 | 水内 俊雄 | 大阪市立大学都市研究プラザ教授 |
| 奥田 知志 | NPO法人ホームレス支援全国ネットワーク理事長 | 森川 すいめい | 世界の医療団東京プロジェクト代表医師 |
| 木原 弘子 | 東京都福祉保健局生活福祉部山谷対策・自立支援担当課長 | 森田 洋司 | 学校法人樟蔭学園常任理事 |
| 蔵野 和男 | 大阪市福祉局生活福祉部ホームレス自立支援担当課長 | | |

分析・検証の視点

I 集計結果のクロス分析

各設問の単純集計した回答について、分析のための主な基本軸を以下のとおり設定。
→ (1)野宿経験のパターン別(①この5年間で初めて路上生活を始めた層、②以前にも路上経験がある層、③5年前からずっと野宿)、(2)自治体別、(3)年齢及び路上生活期間別

II 他の関連調査の活用

本調査に加えて、地方都市調査(本調査の対象である政令指定都市等の大都市以外の地域で実施した同内容の調査。)や行政の実施した他の調査等の結果も合わせて活用。

III 委員執筆によるコラム

ホームレスの生活実態について、より詳細な検証・分析を行うため、委員独自の視点で執筆したコラムを挿入(他の類似調査との比較、健康状態に関する考察、自立支援センター利用者に関する考察 など)

報告書のポイント～今回の調査結果から見たもの～

1. 路上生活者の高齢化、長期化の進展

- 路上生活者の高齢化、長期化の傾向が強まっているが、高齢層ほど長く路上生活を継続(60歳以上の層では10年以上が概ね3割超)。
 - ※ 一方で35歳未満の層では他の屋根のある場所との行き来も多い。
 - ※ ホームレス自立支援センター等の施策利用者は、若年層や路上生活期間が短い人が多い。

2. 路上での生活状況

- 収入のある仕事をしている人は全体の6割を超えるが、特に路上生活が3年以上の層では約7割。高齢層(60歳以上の層)でも約6割。
- 今後の希望については、長期層ほど「今のままでいい」が多くなっているが、これは路上で仕事をしており、一定の収入を得ながら生活ができていくことへの彼らなりの自負も背景。

3. 再路上化について

- 路上と屋根のある場所の行き来を繰り返している人々が存在。また、自立支援センターの退所理由を見ると、パート確保により就労退所したが、その後、再度路上に戻っている層が一定数存在。

4. 若年層について

- 若年層(45歳未満)は、路上に現れる前の職業を見ると、常勤職が相対的に少なくなっている。また、最長職の仕事内容もサービス職業従事者が多い(建設業などの常勤職か日雇いの多かった高齢層とは様相が異なる。)
- 路上生活を始めた理由としては、倒産・失業、仕事が減った、怪我や病気が全体として多いが、若年層では人間関係で仕事を辞めた、労働環境が悪く仕事を辞めた、借金取り立て、家庭内のいざこざ等が挙げられている。

ホームレスの流出入の状況(イメージ)

